

令和6年7月 校長会資料

1	令和6年度 学力×ICTに係る取組について……………	1
2	1学期の生活事故について……………	4
3	夏季休業中における「学習指導及び生徒指導」について……………	5
4	授業日数及び授業時数の報告について……………	8
5	学校における理科薬品類の取扱い及び保管管理について……………	11
6	令和6年度 教育講演会(鈴教研全員学習会)の開催について……………	17
7	「日本語教育サイト」の活用について……………	23
8	令和6年度「不登校生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催要項……………	24
9	令和6年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催要項……………	26
10	鈴鹿市 こども議会について……………	28
11	交通安全県民運動期間中における校内放送の活用について……………	29
12	教職員の交通事故・違反防止について……………	24
13	教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について……………	36
14	学校における働き方改革について……………	48
15	鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化について ……	51
16	就学時健康診断の実施について ……	52

鈴 鹿 市 教 育 委 員 会

学習活動 の目的



「授業力UP5★」

明確になっておらず見落とされがち

★ 資質・能力

- ・ 育成を目指す「資質・能力」が明確になっているか。
- ・ ねらいを達成した児童生徒の姿が具体的に想定できているか。

子どもが主役になっていない



子どもが主役 を強調

校長会資料

～子どもたちが主役の授業へ～

端末活用は 授業改善のツール



端末活用が授業の目的となりがち

★ 端末活用

- ・ 学習のねらいを達成するための手段として、効果的な活用場面が設定されているか。

端末の活用が、個別最適な学びや、協働的な学びにつながっているか。

★ めあて

- ・ 主体的に学習に取り組める「めあて」になっているか。
- ・ 授業で何をするか（見通し）が明確になっているか。

★ 学習活動

- ・ 課題解決に向け、個別の学習活動が設定されているか。
- ・ 自分の考えを伝えたり、友だちの考えを聞き合ったりする協働的な学習活動が設定されているか。

形だけのペア・グループ学習



必然性のある 協働的な学び

★ まとめ 振り返り

- ・ 「何を学習し、何が分かったのか、何ができるようになったのか」等、振り返りの視点が明確になっているか。

★の意義が明確に伝わっていない



わかりやすい 言葉で表記

一
方
向

学習 サイクル

★…1時間の授業を考える5つの視点

「授業力 UP5★ ver.2」～全ての子どもたちが**主役**の授業へ～

★めあて

- 本時の目標（ねらい）や既習事項をもとに、見通しをもてているか
- 振り返りや発言を生かしながら、めあてを立てているか

★資質・能力

- 指導事項を確認する
- ねらいを達成した子どもの姿をイメージする
- 学習評価をする

★振り返り

- めあてと正対した振り返りとなっているか
- 明確な振り返りの視点をもっているか
 - ・自分の気づきや伸び、課題
 - ・仲間の言動から学んだこと
 - ・過去に学んだことと照らし合わせて
 - ・学びの方法や次時へのつながり 等

★学習活動

- それぞれの理解度やペースで学んでいるか
- 適切な場面で協働学習を行い、深い学びとなっているか
- 目的をもって意見交流したり学びのアウトプット（まとめ・表現）をしたりしているか
- 発言等をもとに、学習内容をまとめているか

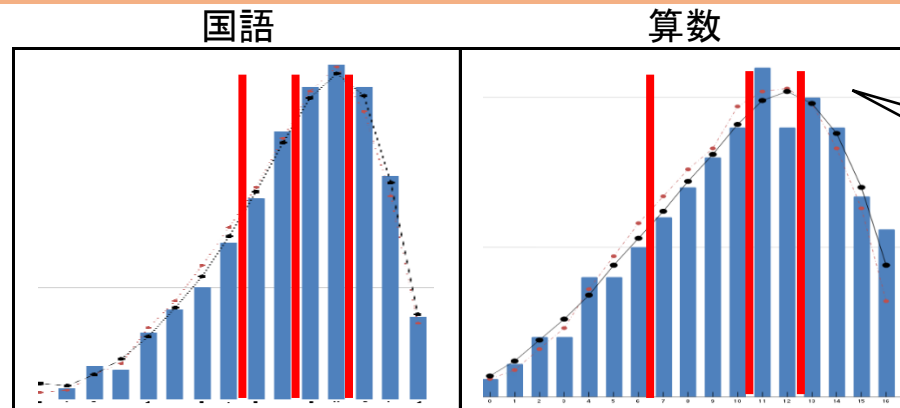
★端末活用（全ての場面で活用可能）

☆・・・1時間の授業または単元を考える5つの視点

1 平均正答率

	自校	全国	全国との差
国語			0.0
算数			0.0

2 正答数分布グラフ及びC層・D層の割合



	自校	全国	全国との差
国語			0.0
算数			0.0

3 家庭学習

(21)学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか(学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む)

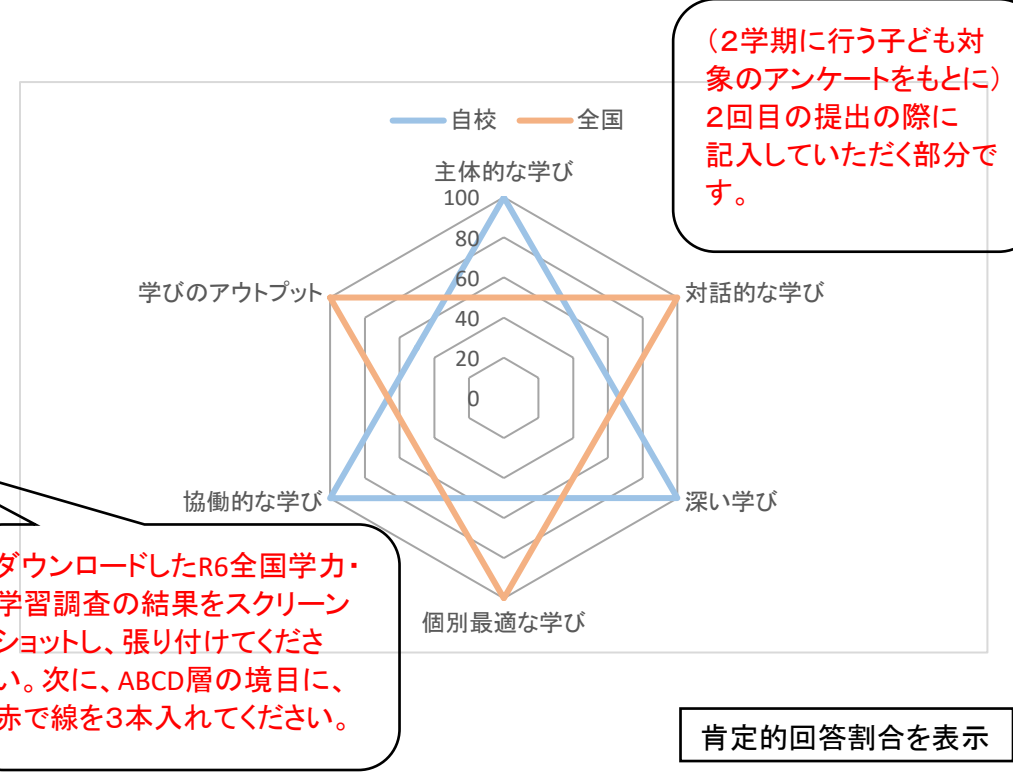
自校	全国	全国との差
		0.0

(22)土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日当たりどれくらいの時間、勉強をしますか(学習塾で勉強している時間や家庭教師の先生に教わっている時間、インターネットを活用して学ぶ時間も含む)

【1時間以上】

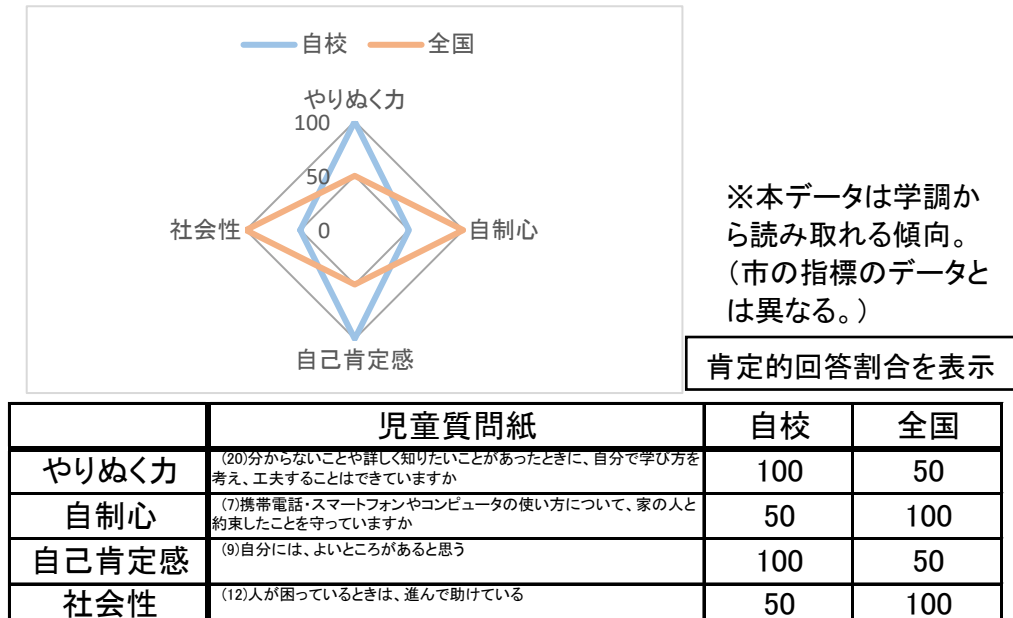
自校	全国	全国との差
		0.0

4 今、求められる力



	児童質問紙	自校	全国
主体的な学び	(30)授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた	100	50
対話的な学び	(33)学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、新たな考え方に気付いたりすることができている	50	100
深い学び	(35)授業で学んだことを、次の学習や実生活に結びつけて考えたり、生かしたりすることができると思う	100	50
個別最適な学び	(28-1) ICT機器を活用することで、自分のペースで理解しながら学習を進めることができる	50	100
協働的な学び	(37)授業や学校生活では、友達や周りの人の考えを大切に、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいる	100	50
学びのアウトプット	(31)授業では、各教科で学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめる活動を行っていた	50	100

5 非認知能力



	児童質問紙	自校	全国
やりぬく力	(20)分からないことや詳しく知りたいことがあったときに、自分で学び方を考え、工夫することはできていますか	100	50
自制心	(7)携帯電話・スマートフォンやコンピュータの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか	50	100
自己肯定感	(9)自分には、よいところがあると思う	100	50
社会性	(12)人が困っているときは、進んで助けている	50	100

6 読書

(市独自調査)

自校の1人当たりの年間貸出冊数(R4年度)	
自校の1人当たりの年間貸出冊数(R5年度)	

	R5	R6
読書が好きな児童(肯定的回答の割合)		
学校の授業時間以外に、普段1日当たり読書を全くしない児童の割合		
学校図書館や地域の図書館に、ほとんどまたは全く行かない児童の割合		

7 現状把握及び今後の方向性 等

○成果 ▲課題

○

▲

課題改善に向けた具体的な取組

進捗状況及び今後に向けて

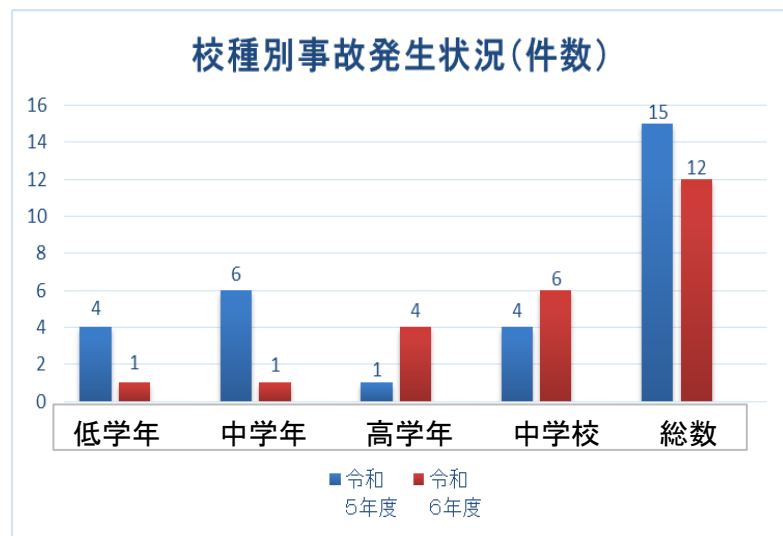
2回目の提出の際に記入していただく部分です。

子どもたちがSociety5.0で活躍する力を育むために！

令和6年度 学校管理下における生活事故報告について

令和6年6月11日現在

1 校種別事故発生状況(件数)4月～6月



2 時間別・校種別事故発生状況(件数)

		登下校		休み時間		授業		給食		部活動		その他		合計	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
小学校	低	0	0	2	0	1	1	0	0			1	0	4	1
	中	0	0	2	0	2	1	1	0			1	0	6	1
	高	0	0	0	2	1	2	0	0			0	0	1	4
中学校		1	2	0	0	2	3	0	0	1	0	0	1	4	6
合計		1	2	4	2	6	7	1	0	1	0	2	1	15	12

3 怪我等内訳(負傷者2名の事故1件を含む)

	骨折(ひび)	裂傷	打撲	脱臼	捻挫	熱中症	アレルギー 疑い	その他	合計
令和5年度	5	2	2	0	0	3	0	3	15
令和6年度	4	2	5	0	0	1	0	1	13

(内 令和6年度の救急車による緊急搬送 7件)

4 考察

(1)全体としては昨年度の同時期と比べて3件減少している。中でも小学校低学年、中学年の事故は昨年と比べて減少しているが、小学校高学年、中学校の件数は増加している。

(2)小学生の生活事故6件は、休み時間、授業中に起きているが、事故現場には児童だけの状況となっていることがあった。

また、中学校の生活事故は現時点で6件、その内3件が体育祭中の事故である。内容は骨折や熱中症の疑いであるが、救急搬送など職員が適切に対応していた。

(3)怪我の対応については、危機管理マニュアルを確認し、初期対応を遅滞なく行うとともに、保護者連絡等の丁寧な対応が必要である。

(4)5月の体育祭終了後に熱中症の疑いが確認された。日頃から暑さ指数(WBGT)や熱中症警戒アラートを把握するとともに、各学校における熱中症の予防に努める必要がある。

鈴教指第 号

令和6年6月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

夏季休業中における「学習指導及び生徒指導」について

このことについて、下記のとおり送付します。

ついては、貴校教職員に周知いただくとともに、夏季休業を迎えるに当たり、記載内容を参考に児童生徒への指導をお願いします。

記

送付文書

- ・ 夏季休業中における学習指導及び生徒指導について（小・中学校用）

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課指導G 鈴村 一将

TEL : 059-382-9028

E-Mail : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

夏季休業中における学習指導及び生徒指導について

鈴鹿市教育委員会

夏季休業中は、生活面や学習面で児童生徒が有意義な体験を積むことのできる絶好の機会です。しかし、夏季休業に入ると、学校の規則正しい生活から家庭での自由な生活が中心となるため、学習時間が確保されないことや不規則・不摂生な生活に陥りやすくなることなどが懸念されます。

また、問題行動や事故、児童生徒をねらった声かけやいたずら等の事件の発生も憂慮されます。

こうしたことから、事故等を未然に防止し、楽しく有意義な夏季休業となるよう、各校では、以下の事項に留意しながら、夏季休業中の学習指導及び生徒指導の充実に努めるよう、周知徹底をお願いします。

1 自律的な生活の指導

- (1) 児童生徒一人ひとりに生活目標を立てさせたり、日課表を作成させたりして、それに基づいて、粘り強く継続的に実践するよう指導すること。
- (2) 夏季休業中の生活のきまりや約束については、学級会、児童会、生徒会などでの話し合いによって意識を高め、それを自発的に守るよう指導すること。
- (3) 「早寝、早起き、朝ごはん」を実践したり、ラジオ体操を行ったりする等、規則正しい生活習慣を維持するよう指導すること。

2 自主的な学習の指導

- (1) 学習は、自分に合った学習計画に基づいて進めるよう指導すること。
- (2) 長期休業中でなければできない課題を自分で見つけ、その解決に向けて積極的、継続的に取り組むよう指導すること。
(自由課題については、絵画や工作などの制作、植物・昆虫などの採集、気象調べ、飼育や栽培とその観察、郷土調査、国際的理解を深める研究、日記や感想文の作成、芸術活動、新聞・雑誌等のスクラップなど広い範囲から選ばせること。)
- (3) 不得意な教科や学習内容を克服するための具体的な学習の手立てを指導すること。
- (4) 読書活動を奨励するとともに、学校図書館や市立図書館の利用、図書の選択についても指導すること。

3 家族の一員(社会の一員)としての生活態度の指導

- (1) 家族の一員として、家事の手伝いや分担など、家庭の仕事に積極的に協力し、家族との連帯感を深めるよう指導すること。
- (2) 家庭的・社会的な行事について日ごろ得難い体験をするよう指導すること。
- (3) 近隣住民との付き合い、来訪者への応対など社会的礼儀について指導すること。

4 健康増進の指導

- (1) 保健衛生上望ましい生活習慣(正しい生活規律、ラジオ体操への参加、夜ふかしの防止、適切な水分補給、手洗いの励行など)について指導すること。
- (2) 食中毒の予防について指導すること。
- (3) 熱中症に対する予防と初期対応等について指導すること。
- (4) 毒蛇、毒虫などによるかぶれ、けがなどの予防と簡単な応急処置について指導すること。
- (5) 健康診断等で治療が必要とされた疾病や長期の治療を要する疾病をもつ児童生徒に対して、家庭との連携を図りつつ、適切な治療に努めるよう指導すること。
- (6) 部活動等に積極的に参加し、心身を鍛え、健康の保持増進に努めるよう指導すること。

- (7) 視力低下を引き起こさないように、長時間にわたるテレビ視聴やゲーム遊技を抑制する等、不規則な生活にならないよう指導すること。

5 水の事故、交通事故、遊びでの事故等防止についての指導

- (1) 危険な場所での遊びの禁止や水泳・水遊びについて、十分指導するとともに、家庭にも危険箇所を周知し、パトロール等により事故の未然防止に努めること。
- (2) 水泳等における事故を防止するために、すでに送付済みの「水難事故の未然防止について」等を参考に指導を強化すること。
- (3) 交差点、三叉路等での一旦停止の徹底、スケートボード等を使用した路上遊びの禁止等について、特に指導を強化するとともに、ヘルメット着用の徹底、自転車の二人乗りや無灯火運転及び、運転中のスマートフォン使用や保持（ながら運転）の厳禁、自転車の正しい乗り方について指導し、交通事故の未然防止に努めること。
- (4) 線路や道路上に石を置く、踏切の非常ボタンを押す等のいたづらをしたり、走行中の列車や車に物を投げたりする等、危険な行為を絶対しないように指導すること。
- (5) 空き家や資材置き場等で遊んだり、公園等での火遊びや危険な玩具類（エアガン等）を使って遊んだりすることは厳に慎むように指導すること。
- (6) 不審者からの被害を防ぐため、外出する際は人数や行き先等を家族に伝えることや、深夜徘徊等はしないことを指導すること。（午後 10 時以降の外出は条例違反）
- (7) 児童生徒がスマートフォン等でインターネットを利用する時間が増えることが予想されることから、ネット上でのいじめやネット依存等に陥ったり、コミュニティサイト等（ゲームサイトや SNS 等）に係る犯罪に巻き込まれたりすることがないように、インターネットの正しい使い方等について指導すること。
- (8) PTA や地域住民の理解や協力を得て、安全な遊び場所や遊び方について具体的に指導すること。
- (9) 風水害・火災・地震等の自然災害時における安全指導及び緊急時の対応について、十分指導すること。

6 その他

- (1) 気になる児童生徒、学校への行き渋りや不登校傾向にある児童生徒には、随時家庭訪問や電話連絡等を行い、生活実態を把握するとともに、保護者との連携を密にすること。
- (2) 地区補導員、鈴鹿警察署、鈴鹿市教育委員会等と連携し、情報を共有したり、街頭補導を強化したりして、地域ぐるみで非行防止に取り組むようにすること。
- (3) 事故（水難事故、交通事故、問題行動等）が発生した時は、速やかに警察や関係機関に連絡するとともに、その状況を学校へ連絡するよう保護者に周知すること。
また、学校は、鈴鹿市教育委員会に速やかに報告すること。
緊急時の家庭から学校への連絡方法や学校から家庭への連絡方法について確認しておくこと。
- (4) 万が一、不審者による被害にあった場合は、速やかに警察や学校に連絡をするよう保護者に周知すること。
また、学校は、鈴鹿市教育委員会に速やかに報告すること。

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

令和 6 年度授業日数及び授業時数の報告について

このことについて、授業時数報告書に記入していただき、各学年 1 学級分のデータを下記のとおりに御提出ください。

記

- 1 提出書類 小学校・・・令和 6 年度授業時数報告書（小学校）
中学校・・・令和 6 年度授業時数報告書（中学校）
- 2 提出期日 令和 6 年 7 月 29 日（月）
- 3 提出先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課部署メール
- 4 その他
 - ・教務主任等は授業時数を正確に把握するとともに、授業時数管理の徹底を図ってください。
 - ・2 学期以降の報告については、1 学期のファイルにデータを追記の上、御提出をお願いします。
- 5 送付文書 1－6 授業時数報告（小）
1－7 授業時数報告（中）
※「授業時数報告」様式
 - ・令和 6 年 4 月 1 日付鈴教指第 17 号「各種届・承認願等の様式送付について」にて送付済みです。
 - ・C4th 内の書庫にも掲載しています。※格納場所
 - ・書庫＞教育委員会事務局＞令和 6 年度各種届・承認願等の様式

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導グループ 南部 美帆
TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 E-mail kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

5 令和6年度 授業時数報告書(〇〇小学校)

		国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	体育	家庭	道徳	学級 活動	総合的 な学習	外国語活 動／外国 語	総授業 時数	児童会 活動	ク ラブ 活動	学校 行事	その 他	授業 日数
1年		306		136		102	68	68	102		34	34			850					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0		0		0	0	0	0		0	0			0	0		0	0	0
		0.0%		0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%			0.0%					
2年		315		175		105	70	70	105		35	35			910					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0		0		0	0	0	0		0	0			0	0		0	0	0
		0.0%		0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%			0.0%					
3年		245	70	175	90		60	60	105		35	35	70	35	980					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0	0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					
4年		245	90	175	105		60	60	105		35	35	70	35	1015					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0	0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					
5年		175	100	175	105		50	50	90	60	35	35	70	70	1015					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					
6年		175	105	175	105		50	50	90	55	35	35	70	70	1015					
	1学期														0					
	2学期														0					
	3学期														0					
	年間	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%					

5 令和6年度授業時数報告書(〇〇中学校)

		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	外国語	道徳	学級活動	総合的な学習	総授業時数	生徒会活動	学校行事	その他	授業日数
1年		140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	50	1015				
	1学期													0				
	2学期													0				
	3学期													0				
	年間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
2年		140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	70	1015				
	1学期													0				
	2学期													0				
	3学期													0				
	年間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
3年		105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	70	1015				
	1学期													0				
	2学期													0				
	3学期													0				
	年間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

学校における理科薬品類の取扱い及び保管管理について

このことについて、「薬品の取扱い及び保管管理について」(別紙)を参照いただき、各校において薬品の取扱い及び保管状況を確認していただくとともに、下記のとおり教職員への周知をお願いします。

記

1 薬品管理について

- (1) 薬品の管理責任者、取扱責任者及び薬品使用者の役割を明確にするとともに、それぞれの役割において適切な管理を行うこと。
- (2) 理科教室、理科準備室及び薬品保管庫の確実な施錠を徹底するとともに、鍵の管理徹底を図ること。
- (3) 薬品の使用状況を把握し、薬品使用簿記入及び管理を適切に行うこと。

2 薬品保管について

- (1) 薬品を適切に保管し、薬品庫や薬品の転倒防止についても必要な措置を講じること。
- (2) 劇物、危険物の管理を徹底し、混合や化学反応を避けるための措置を講じること。

3 薬品購入・廃棄について

- (1) 薬品購入は、学校の年間計画に従うとともに、毒物・劇物薬品の必要以上の購入は、厳に慎むこと。
- (2) 薬品廃棄については、管理担当者、取扱責任者及び薬品使用者において適切に行うこと。
※ 廃棄方法については、「薬品の取扱い及び保管管理について」(別紙)及び教科書教師用指導書を参照すること。

4 薬品使用簿への記入について

- (1) 薬品使用簿は、規定様式「(様式1) 理科実験用薬品の使用簿」を使用すること。
- (2) 薬品ごとに、使用・購入年月日、購入量、使用量、残有量を記入し、各学期及び各年度の使用状況が把握できるよう管理すること。

5 送付文書

- (1) 薬品の取扱い及び保管管理について(別紙)
- (2) 理科実験用薬品の使用簿(様式1)

6 備考

- (1) 市の定期監査において、薬品使用簿への記載不備が指摘されることがあることから、学校で保管している薬品「毒物、劇物、危険物」については、必ず「理科実験用薬品の使用簿」に記載させるよう教職員に周知徹底をお願いします。
- (2) 「理科実験用薬品の使用簿」は、増刷して使用してください。

【事務担当】鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課 指導G 鈴村 一将

TEL 059-382-9028 FAX 059-383-7878 Email : kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

薬品の取扱い及び保管管理について

1 薬品の管理担当者

(1) 管理責任者（校長・教頭）

- ・薬品庫の鍵は、学校保管（校長・教頭）とする。
- ・毎学期ごとに薬品の使用状況を確認し、使用簿に記名の上、検印する。

(2) 取扱責任者（理科担当）

- ・毎学期ごとに薬品を点検し、薬品使用簿に押印する。
- ・不足した薬品の購入や不要薬品を廃棄する。
- ・異常があった場合は、薬品使用者から報告を受ける。
- ・管理責任者へ管理状況を報告する。

(3) 薬品使用者（授業者）

- ・学校で決めた方法に従って薬品を使用する。
- ・薬品を使用した際は、「理科実験用薬品の使用簿」に記入する。
- ・薬品は必要分のみ取り出し、液状の薬品の余剰分については戻さない。

(薬品混合を防ぐため)

- ・希釈した塩酸等、短期間で再度使用する薬品は、薬品名と使用者を明記した容器に保管する。
- ・薬品に異常が発生した際は、取扱責任者に報告する。

(4) 学校薬剤師

- ・薬品の管理状況について指導監督する。

2 薬品の保管

- (1) 理科教室、理科準備室及び薬品保管庫は必ず施錠し、鍵の管理を徹底する。
- (2) 劇物等は保管庫の中で容器が倒れないよう、仕切りのついたボックスに入れたり、砂を敷いたりする等、転倒防止対策を講じる。
- (3) 戸棚の棚板には、滑り止め用のサンや針金を張る等の処置をする。
- (4) 劇物や引火物の保管場所には「医薬用外劇物」の表示（白地に赤字）を行い、外から危険性が確認できるようにする。ただし、毒物は直接目にふれないように考慮する。
- (5) 保管庫は、地震に対応するよう壁面と床面をL金具等で固定する。
- (6) 混合や化学反応をさけるため、薬品の種類ごとにまとめ（酸とアルカリ及び酸化剤と還元剤等）、混合しやすい薬品類は離して配置する。

＜保管薬品の配列例＞

一般薬品庫	【単体 金属・非金属】 (スチールウールなど)	【有機化合物】 (砂糖、デンプンなど)
	【無機化合物】 塩化ナトリウム 二酸化マンガン (粒) 四ホウ酸ナトリウム チオ硫酸ナトリウム 硫酸カリウムアルミニウム ホウ酸 (大理石、石灰石など)	【色素・指示薬】 (食紅、B T B溶液など)
劇物・危険物庫	【無機化合物 (劇物)】 ヨウ化カリウム ヨウ素 ヨウ素液 過酸化水素水	【塩基類 (アルカリ)】 水酸化カルシウム 水酸化ナトリウム アンモニア水
	【酸類】 塩酸	【アルコール類】 エタノール メタノール

3 薬品の購入

- (1) 薬品購入は、学校の年間計画に従うとともに、毒物・劇物薬品の必要以上の購入は、厳に慎むとともに、適切な保管を徹底する。
- (2) 薬品購入後は、必ず「理科実験用薬品の使用簿」に記入する。

4 理科実験用薬品の使用簿への記入

- (1) 「毒物、劇物、危険物」薬品を使用する際は、随時、授業者が必ず薬品使用簿に記入する。
一般薬品の記入については、学校の判断で行う。(残有量を把握しておきたい薬品等)
- (2) 薬品使用簿としては、規程様式、理科実験用薬品の使用簿(様式1)を各校で増刷りして使用する。使用に当たっては、第一地に前年度の残有量を記入する。
- (3) 残有量の欄は、ml、g 単位の概数で記入する。
- (4) 使用目的の欄は、その目的を簡単に記入する。
- (5) 記入に当たっては、ボールペン等、容易に消せない筆記用具を使用する。
- (6) 取扱責任者は、毎学期ごとに朱線を引き、残有量を点検する。その際、取扱責任者の認印、管理責任者の検印を押印する。

5 薬品の廃棄

【学校で使う薬品類の廃棄方法】

- (1) ミョウバン、塩化ナトリウムなど、水に流すことのできる廃液は、多量の水で希釈して流す。
- (2) 酸性廃液とアルカリ性廃液はそれぞれ別々に回収し、混合しても危険がないことを確かめてから発熱に注意して混合し、なるべく中性に近づけ、大量の水と共に流して捨てる。
- (3) 薬品の廃棄は、原則、授業者が授業終了後に行う。

※ 保管している薬品の種類は学校ごとに違いがあり、種別によって廃棄方法が異なる

上記(1)(2)以外の薬品の廃棄方法については、教師用指導書等で確認したり、学校薬剤師等に相談したりするなど、適切に処理する。

6 理科薬品一覧

- (1) 小学校の実験で使用する主な薬品

	薬品名	分類			薬品名	分類	
1	エタノール	危		8	水酸化カルシウム (石灰水)		
2	メタノール	劇	危	9	水酸化ナトリウム	劇	
3	燃料・工業用アルコール	劇	危	10	二酸化マンガン		
4	塩化ナトリウム (食塩)			11	ブルモチモールブルー液(BTB 液)		
5	塩酸	劇		12	ミョウバン		
6	過酸化水素水 (オキシドール)	劇	危	13	ヨウ素・ヨウ素カリウム	劇	
7	簡易水質検査試薬			14	アンモニア水	劇	

(2) 中学校で使用が予想される主な薬品

	薬品名	分類	学年		薬品名	分類	学年
1	ヨウ素・ヨウ素カリウム	劇	1. 2. 3	35	水酸化ナトリウム	劇	1. 2. 3
2	臭素	劇		36	水酸化カリウム	劇	3
3	ナトリウム	劇		37	水酸化バリウム	劇	3
4	水銀	毒		38	アンモニア水	劇	
5	塩化亜鉛	劇		39	ネスラー試薬	毒	
6	塩化銅	劇	2. 3	40	炭化カルシウム	劇	
7	塩化鉛	劇		41	炭酸水素ナトリウム		1. 2
8	塩化バリウム	劇	2	42	酸化カルシウム		
9	塩化水銀	毒		43	四塩化炭素	劇	
10	塩素酸ナトリウム	劇		44	クロロホルム	劇	
11	過マンガン酸カリウム			45	ベンゼン		
12	硝酸カリウム		1	46	キシレン	劇	
13	硝酸ナトリウム			47	パラジクロロベンゼン		
14	硝酸銀	劇		48	エタノール	危	1. 3
15	硝酸銅	劇		49	メタノール	劇	
16	硝酸鉛	劇		50	二酸化マンガン		1. 3
17	過酸化水素水	劇	1. 3	51	イソプロパノール	危	
18	酸化銅		2	52	フェノール	劇	
19	酸化鉛	劇		53	クレゾール	劇	
20	二酸化鉛	劇		54	エチルエーテル	危	
21	酸化水銀	毒		55	シュウ酸	劇	
22	塩化鉄		3	56	酢酸		
23	硫酸銅			57	ホルマリン	劇	
24	クロム酸カリウム	劇		58	アセトアルデヒド		
25	重クロム酸カリウム	劇		59	アセトン	危	
26	塩酸	劇	1. 2. 3	60	クエン酸		2
27	硫酸	劇	3	61	硫酸ナトリウム		2
28	硝酸	劇		62	酢酸カーミン		2. 3
29	酸化銀		2	63	酢酸オルセイン		2. 3
30	塩化アンモニウム		1	64	ベネジクト液		2
31	水酸化カルシウム		1	65	炭酸アンモニウム		
32	フェノールフタレイン		1. 2. 3	66	炭酸ナトリウム		1
33	ミョウバン		1	67	パルチミン酸		1
34	B T B液		1. 3	68	メントール		1

理科実験用薬品の使用簿

薬品名		毒物劇物 危険物
-----	--	-------------

使用・購入年月日	購入量 (ml・g)	使用量 (ml・g)	残有量 (ml・g)	使用目的	使用者・購入者 (学期末 校長・担当者印)
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					
年 月 日					

鈴教指第1085号
令和6年6月 日

(宛先) 各幼小中学校(園)長

鈴鹿市教育長
鈴鹿市教育研究会長

令和6年度 教育講演会(鈴教研全員学習会)の開催について(案内)

このことについて、別添のとおり開催します。

については、貴校・園教職員に周知いただくとともに、多数の御参加をいただきますよう御配慮願います。

また、PTA・学校運営協議会員・学習支援ボランティア等の方々にも御案内いただき、下記のとおり参加希望者のとりまとめをお願いします。

記

1 提出文書

令和6年度 教育講演会(鈴教研全員学習会)申込書

2 提出期限

令和6年7月26日(金)

3 提出先

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課部署メール

4 送付文書

- (1) 令和6年度 教育講演会(鈴教研全員学習会)について
- (2) 令和6年度 教育講演会(鈴教研全員学習会)申込書
- (3) 〈地域の方等用〉令和6年度 教育講演会の御案内
- (4) 〈地域の方等用〉メール文例

5 その他

- (1) 当日の出席確認方法については、後日改めてお知らせします。
- (2) 研修にふさわしい服装での参加をお願いします。
- (3) PTA・学校運営協議会委員・学習支援ボランティア等への案内については、メールあるいは文書で可能な限りでお願いします。
- (4) PTA等への案内には、締切を7月19日(金)と記載していますが、学校園の取りまとめ時期により、変更していただいて構いません。

【事務担当】

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課研究 G

河合 祥太郎

TEL 059-382-9056

E-mail kyoikushido@city.suzuka.lg.jp

令和6年度 教育講演会（鈴教研全員学習会）について

- 1 目的 学校教育の今日的課題に係る教育講演を通して、鈴鹿市内の幼・小・中学校の保育・授業実践等諸教育活動の活性化や教職員の資質向上及び学校、家庭、地域の連携協力による教育活動の充実に資する。
- 2 主催 鈴鹿市教育委員会、鈴鹿市教育研究会
- 3 対象者
 - ・ 市内幼稚園及び小中学校教職員
 - ・ 教育委員
 - ・ 保護者、学校運営協議会員、学習支援ボランティア等の市内幼稚園及び小中学校関係者
 - ・ 一般市民（鈴鹿市内）
 - ・ 三重県教育委員会
- 4 日時 8月22日（木） 13：00～受付
13：30開始 16：00終了
- 5 会場 鈴鹿市役所12階 1203大会議室 及び 各所属校・園
- 6 内容 演題：3. 11を学びに変える
講師：佐藤 敏郎 氏
スマートサプライビジョン特別講師

1963年、宮城県石巻市生まれ。宮城教育大学卒業後、中学校の国語科教諭として宮城県内の中学校に勤務（2002年から3年間は女川町生涯学習課勤務）。2015年3月退職。

東日本大震災当時は、宮城県女川第一中学校（現在の女川中学校）に勤務。震災後の2011年5月、生徒たちの想いを五七五に込める俳句づくりの授業を行い、テレビ、新聞、書籍等で紹介される。2016年度の中学校1年生の教科書にも掲載されることになった。震災後は女川中学校、矢本第二中学校で防災担当主幹教諭、宮城県の防災教育副読本の編集委員も歴任。

震災で当時大川小学校6年の次女を亡くす。現在は、全国の学校、地方自治体、企業、団体等で講演活動を行う。2015年からは、震災当時子どもだった若者がディスカッションを行う企画「あの日を語ろう、未来を語ろう」を各地で展開。2016年「16歳の語り部」（ポプラ社）を刊行、「平成29年度 児童福祉文化賞推薦作品」を受賞。

大川伝承の会 共同代表、NPOカタリバアドバイザーの他、ラジオのパーソナリティーとしても活動。

“Smart Supply Vision” <https://smart-supply.org/>

裏面あり

7 参加方法

(1) 集合型

ア 対象者

- ・ 市内幼稚園及び小中学校教職員（各校園 1 ～ 2 名）
- ・ 教育委員
- ・ 一般市民（鈴鹿市内）
- ・ 三重県教育委員会

※各校園の参加者 1 ～ 2 名は集合型で参加し、それ以外の参加者はオンライン型での出席となるように調整してください。

イ 参加方法

市役所 1 2 階 1 2 0 3 会議室で参加してください。

(2) オンライン型

ア 対象者

- ・ 市内幼稚園及び小中学校教職員（集合型参加以外の教職員）
- ・ 保護者、学校運営協議会員、学習支援ボランティア等の市内幼稚園及び小中学校関係者

イ 参加方法

- ・ 「教委特設サイト」→「鈴教研サイト」→「教育講演会（鈴教研全員学習会）」→「R6 教育講演会」のページに掲載されている URL から、Google Meet につないでください。
- ・ 各校園 1 台（学級数の多い学校は 2 台）の端末で Google Meet につないで、講演会に参加してください。一度に Google Meet につなぐことができる端末数には限りがありますので、御協力をお願いします。

8 申込方法・申込期限

- (1) 各幼稚園、小中学校にて、別紙申込書により参加者をとりまとめていただき、教育指導課までメールにて送付してください。参加人数をもとに、後日資料を送付します。
- (2) 申込期限は、7 月 2 6 日(金)とします。

9 その他

- (1) 当日市役所に来られる方は、鈴鹿市役所の駐車場に駐車してください。なお、出来る限り乗り合わせに御協力ください。
- (2) 遅刻や欠席等については、必ず管理職から教育指導課へ連絡をお願いします。
- (3) 実施方法等詳細については、8 月 1 9 日（月）以降に「鈴教研サイト」の「教育講演会（全員学習会）」のページで御確認の上、参加してください。

【問い合わせ先 鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課研究 G TEL059-382-9056】

令和6年度 教育講演会（鈴教研全員学習会） 申込書

学校・園名 _____

○集合型で参加する方のお名前を御記入ください。（1～2名）

名 前

○オンライン型で参加する人数を御記入ください。

所属校園職員	保護者、学校運営協議会員、 学習支援ボランティア等
人	人

○オンライン型における端末接続予定数を御記入ください。
原則各校園1台（学級数の多い学校は2台）の端末でお願いします。

端末接続予定数
（ ）台

※御記入いただいた人数をもとに、後日資料を送付させていただきます。

提出期限 令和6年7月26日（金）

<地域の方等用：メール文例>

令和6年度 教育講演会の御案内

- 1 主催
鈴鹿市教育委員会、鈴鹿市教育研究会
- 2 日時
8月22日（木）
13：00～受付
13：30開始 16：00終了
- 3 会場
〇〇学校・〇〇幼稚園でのオンライン参加
- 4 内容
演題：3. 11を学びに変える
講師：佐藤 敏郎 氏
スマートサプライビジョン特別講師
- 5 申込方法・申込期限
参加される方は、7月19日（金）までに学校園へお知らせください。

＜地域の方等用＞

令和 6 年度 教育講演会の御案内

- 1 目的 学校教育の今日的課題に係る教育講演を通して、鈴鹿市内の幼・小・中学校の保育・授業実践等諸教育活動の活性化や教職員の資質向上及び学校、家庭、地域の連携協力による教育活動の充実に資する。
- 2 主催 鈴鹿市教育委員会、鈴鹿市教育研究会
- 3 対象者
 - ・ 市内幼稚園及び小中学校教職員
 - ・ 教育委員
 - ・ 保護者、学校運営協議会員、学習支援ボランティア等の市内幼稚園及び小中学校関係者
 - ・ 一般市民（鈴鹿市内）
 - ・ 三重県教育委員会
- 4 日時 8月22日（木） 13：00～受付
13：30開始 16：00終了
- 5 会場 各校・園でのオンライン参加
- 6 内容 演題：3. 11を学びに変える
講師：佐藤 敏郎 氏
スマートサプライビジョン特別講師

1963 年、宮城県石巻市生まれ。宮城教育大学卒業後、中学校の国語科教諭として宮城県内の中学校に勤務（2002 年から 3 年間は女川町生涯学習課勤務）。2015 年 3 月退職。

東日本大震災当時は、宮城県女川第一中学校（現在の女川中学校）に勤務。震災後の 2011 年 5 月、生徒たちの想いを五七五に込める俳句づくりの授業を行い、テレビ、新聞、書籍等で紹介される。2016 年度の中学校 1 年生の教科書にも掲載されることになった。震災後は女川中学校、矢本第二中学校で防災担当主幹教諭、宮城県の防災教育副読本の編集委員も歴任。

震災で当時大川小学校 6 年の次女を亡くす。現在は、全国の学校、地方自治体、企業、団体等で講演活動を行う。2015 年からは、震災当時子どもだった若者がディスカッションを行う企画「あの日を語ろう、未来を語ろう」を各地で展開。2016 年「16 歳の語り部」（ポプラ社）を刊行、「平成 29 年度 児童福祉文化賞推薦作品」を受賞。

大川伝承の会 共同代表、NPO カタリバアドバイザーの他、ラジオのパーソナリティーとしても活動。

“Smart Supply Vision” <https://smart-supply.org/>

- 7 申込方法・申込期限
参加を希望される方は、7月19日（金）までに学校園へお知らせください。

日本語教育サイトの活用について

全ての教職員が日本語教育や多文化共生教育に関する理解と認識を深めることができるよう、日本語教育や多文化共生教育の実践事例や教職員研修の事例、ワークシート資料や多文化共生教育実践 EXPO 取組事例集等の情報について Chromebook 「鈴鹿市教育委員会事務局特設サイト」内に「日本語教育サイト」を昨年度開設しました。

小中学校における取組、校内研修の内容等を紹介することで、「他校の実践を知りたい」「自分の実践の引き出しをさらに増やしたい」という教職員の皆様のご要望に少しでも応えられるようにしていきたいと考えておりますので、貴校の取組についてご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

今後、各校における日本語教育のより一層の推進に本サイトをご活用ください。

日本語教育サイト 掲載内容（6月28日現在）

●ガイドライン・サイト集

- ・ 鈴鹿市日本語教育ガイドライン
- ・ 文部科学省 外国人児童生徒受入れの手引き
- ・ 文部科学省 かすたねっと（外国につながるのある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト）
- ・ 発達障害に関する外国人保護者向けパンフレット（国立障害者リハビリテーションセンターHP）
- ・ JICA 11か国の教育制度・学校文化ガイド集
- ・ JSLカリキュラム 用語対訳（数学・理科・社会・英語文法用語） など

●授業実践および多文化共生の取組

- ・ R3 多文化共生教育実践EXPO 資料集
- ・ R4 多文化共生教育実践EXPO 資料集
- ・ R5 多文化共生教育実践EXPO 資料集
- ・ 各校の取組（集会、国際文化交流会、オンライン交流会、アミーゴ保護者会、牧田万博 など）

●日本語教育ネットワーク会議・校内研修

- ・ 各回の日本語教育担当者ネットワーク会議の内容
- ・ 実践リーダー校、日本語教育経験者の実践に学ぶ研修会
- ・ R5 夏季研修講座
- ・ 各校での校内研修会の内容 など

●教材

- ・ 漢字教材（ポ・ス・タガ・英）

事務担当

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課
子ども支援グループ 中尾 万弥

鈴 教 支 第 708 号

令 和 6 年 7 月 8 日

(宛先)各中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局

教育支援課長

令和6年度「不登校生徒・保護者向け進路ガイダンス」の開催について

このことについて、別紙「要項」のとおり開催いたします。

つきましては、不登校支援担当者等を通じて、対象生徒及びその保護者の方に案内チラシの配布と積極的なご参加についてご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1、送付文書

- ・令和6年度「不登校生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催要項
- ・(該当生徒・保護者向け)同「進路ガイダンス」チラシ
- ・同「進路ガイダンス」参加希望者一覧表(様式1)

2、提出文書

- ・令和6年度「不登校生徒・保護者向け進路ガイダンス」参加希望者一覧表(様式1)

3、提出締切 令和6年 9月13日(金)

＊教育支援課部署メールで提出ください

4、その他

○対象生徒は、中学3年生以外でも結構です。

○教職員の参加については、各校の判断でお願いします。

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課
子ども支援グループ 岸 直人
〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸1丁目18番18号
電話 059(382)9055 FAX 059(382)9053
部署Email kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

令和6年度「不登校生徒・保護者向け進路ガイダンス」について

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課

- 1 目的 不登校生徒及びその保護者が、高校の先生や元不登校当事者の高校生から高校入試の説明や体験等を聞くことを通して、進路へ意識を高め、自身の将来を考える機会とする。
- 2 対象 鈴鹿市在住の不登校生徒等(中学3年生)とその保護者、教育関係者
- 3 日時 令和6年10月19日(土) 10:00～11:40
- 4 場所 鈴鹿市役所 12階(鈴鹿市神戸一丁目18番18号) 1203 会議室等
- 5 日程

9:30～ 受付

10:00～ <第1部>

 - 開会あいさつ、日程説明、参加高校紹介
 - 令和7年度県立高等学校入試、奨学金制度について
三重県教育委員会事務局 高校教育課
 - 元不登校当事者の高校入試に関する体験談
鈴鹿市内在住の高校生または大学生

10:40～ <第2部>

 - 高校別進路相談会 ※時間は約1時間程度です。

11:40 終了予定
- 6 参加校(予定している高校)
 - ・飯野高校(全日制／定時制) ・北星高校 ・石薬師高校
 - ・みえ夢学園 ・昴学園(全寮制) ・古川学園
 - ・大橋学園 ・四日市メリノール学院 ・第一学院高校
 - ・徳風高校 ・青山高校(全寮制) ・鈴鹿高校
 - ・鈴鹿櫛高等学校 ・鈴鹿中央高等学校

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課
子ども支援グループ 岸・橋本

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸1丁目18番18号

電話 059(382)9055 FAX 059(382)9053

部署Email kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

(宛先)各中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課長

令和6年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」の開催について(依頼)

日頃は多文化共生教育の推進に御理解御協力をいただき誠にありがとうございます。
このことについて、外国人生徒の進路保障の取組として、別添開催要項のとおり開催
いたします。

つきましては、国際教室等ご担当者を通じて、対象生徒及びその保護者の方への案内
チラシの配布と積極的なご参加について御配意いただきますようお願いいたします。

記

1 送付文書

- ・【鑑】令和6年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」開催について
- ・令和6年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」参加希望者一覧表【様式1】
- ・案内チラシ(日本語・ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・英語・中国語)

2 提出文書

令和6年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」参加希望者一覧表【様式1】

3 提出締切

令和6年 9 月13日(金)

※教育支援課部署メールで提出ください。

4 その他

- ・当日は、ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・英語・中国語の通訳を行う予定です。
- ・対象生徒は、中学3年生以外でも結構です。
- ・進路資料(上記言語版)、各高校からのパンフレット等も配布いたします。
- ・教職員の参加については、各校の判断でお願いします。

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課
子ども支援グループ 中尾万弥
〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸1丁目18番18号
電話 059(382)9055 FAX 059(382)9053
部署Email kyoikushien@city.suzuka.lg.jp

令和6年度「外国人生徒・保護者向け進路ガイダンス」について

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課

- 1 目的 外国人生徒及びその保護者が、高校や外国籍の高校生から今年度の入試の説明や体験等の説明を受けることを通じて、進路への意識を高め、自身の将来を考える機会とする。
- 2 対象 鈴鹿市在住の外国につながるのある生徒とその保護者
- 3 日時 令和6年10月19日（土） 14:00～15:50
- 4 場所 鈴鹿市役所 12階 1203大会議室等
住所：鈴鹿市神戸1丁目18番18号
- 5 日程
 - 13:30 受付
 - 14:00 <第1部>
 - ・開会あいさつ 日程説明、参加高校紹介等
 - ・令和7年度県立高等学校入学者選抜について（20分）
三重県教育委員会事務局 高校教育課
 - ・外国につながるのある先輩からのメッセージ（20分）
 - 14:40 <第2部>
 - 進路相談会〔高校別ブース〕
 - 15:50 終了予定
- 6 参加校

・飯野高校（全日制） ・白子高校 ・四日市工業高校（定時制） ・大橋学園	・石薬師高校 ・亀山高校 ・鈴鹿高校 ・鈴鹿中央高等学院	・神戸高校 ・四日市農芸高校 ・徳風高校
---	---	--

鈴鹿市教育委員会事務局 教育支援課
 子ども支援G 久保 美奈子 中尾 万弥
 〒513-8701 鈴鹿市神戸1丁目18番18号
 電話 059(382)9055 FAX 059(382)9053
 部署Email kyoikushien@city.suzuka.lg.jp



令和6年度 鈴鹿市子ども議会



元気で魅力あふれるまち「鈴鹿」をめざして。

【日 時】 令和6年8月21日(水) 13:30～16:30

【会 場】 鈴鹿市役所14階 鈴鹿市議会 議場

【内 容】

- 市内小中学校の20名の児童生徒が子ども議員となり、将来都市像「最高に住みやすいまち鈴鹿」をめざし、個別にテーマを決めて調査や研究を行います。
- 参加者一人ひとりが鈴鹿のまちづくりについての質問・提案内容を市長や市役所の各部署長にこたえてもらい(答弁)直接意見の交流をします。
- 市の将来を担う小中学生の声として、魅力あるまちづくりに役立てられます。



8月21日(水)の子ども議会は・・・

- (1) 質問や提言は、各テーマごとのグループで行います。
- (2) グループごとに発表し、子ども議会議長及び資料提示等の運営は、子ども議員が分担して行います。(後日決めます)
- (3) 質問内容は、自分で考えたテーマをもとに、子ども議員が考えます。
- (4) 子ども議員の質問には、市長又は関係する各部署で答弁します。



各校でもぜひ配信の視聴を・・・

※当日の生中継(地上デジタル112ch)はもちろん、CNSコネクトでは、8月26日(月)から9月30日(月)までの期間においても、子ども議会の様子を視聴することができます。

※2学期に、学校で子ども議会の視聴時間を少しでも取っていただき、子どもたちの「最高に住みやすいまち鈴鹿」のまちづくりへの意見交流の場を持つ等してください。

※令和6年度「鈴鹿市子ども議会」質問順については、8月の校長会で連絡いたします。

教育支援課 学校支援G

事務担当 田中 湯浅 佐野川

Tel: 059-382-9055

鈴 教 支 第 622号
令和6年6月24日

(宛先) 各中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
教 育 支 援 課 長

交通安全県民運動期間中における校内放送の活用について（依頼）

平素は、各種交通安全諸対策に対しまして、ご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、7月11日(木)から20日(土)までの10日間「夏の交通安全県民運動」が実施されるに伴い、令和6年6月17日付けで（一財）三重県交通安全協会鈴鹿地区交通安全協会会長から依頼がありました。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、校内の昼の放送や下校時の放送を活用し、以下のような内容を期間中に可能な範囲で放送いただきますようご協力よろしく願います。

記

広報文（例）

三重県交通安全協会鈴鹿地区からのお知らせです。

7月11日(木)から20日(土)までの10日間、「夏の交通安全県民運動」が開催されます。運動の主な重点は、

1 子どもと高齢者の交通事故防止

- 歩行中も、自転車利用時も、必ず交通ルールを守りましょう。
- 登下校時には、一時停止場所では必ず停止して周囲の安全を確認するとともに、青信号で進む場合も周囲の安全を確認しましょう。

2 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

- 自転車利用時にはヘルメットを着用し、原則、道路の左側を必ず一列で通行しましょう。2台以上の併進は違反です。
- 歩行中や自転車乗車中のスマホ使用は非常に危険です。やめましょう。

3 歩行者優先意識の徹底と安全な横断方法の実践

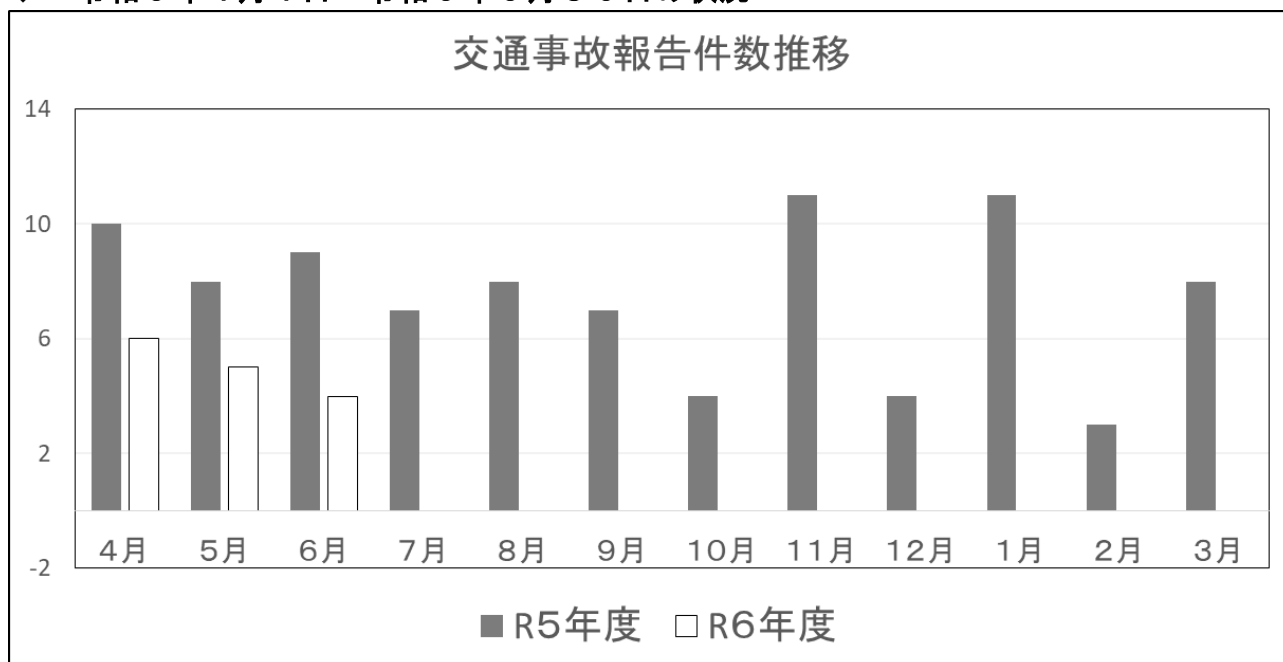
- 近くに横断歩道があるときは、必ず「横断歩道」を渡りましょう。渡る際は、ハンドサインで運転手に横断歩道を渡る意思表示を行いましょう。

一人ひとりが交通ルールとマナーを守って、交通事故ゼロを目指しましょう。

－事務担当－

鈴鹿市教育委員会事務局
教育支援課 学校支援 G
佐野川

◆ 令和6年4月1日～令和6年6月30日の状況



15件(前年度比 - 12件) 6月30日現在

加害(双方も含む) 9件

出勤途上での事故 6件

◆ 状況・傾向

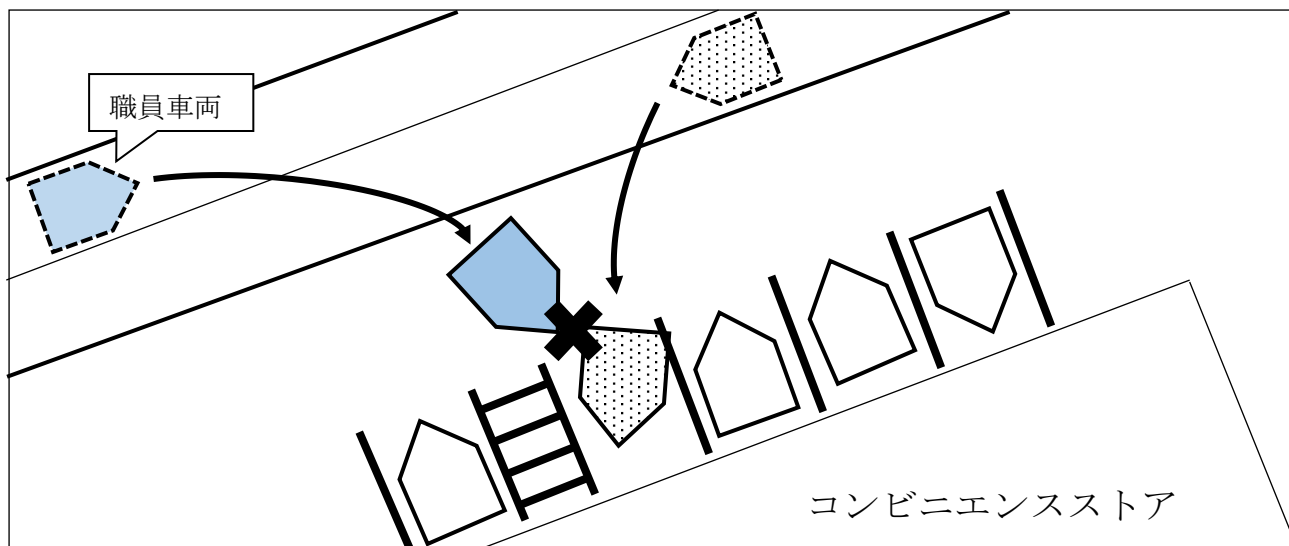
令和6年度の交通事故発生件数は6月30日現在、15件で昨年度比12件減少しています。内訳は、通勤時における事故が多く、そのうち、出勤途上において職員の注意不足による事故、コンビニなどの駐車場内において周囲の確認不足による事故が発生しています。こうした事故に対しては、運転中に周囲の状況を十分に確認すること、道幅が狭い道路では、徐行するだけでなく、場合によっては障害物がある側が一時停止を行い、相手を先行させることで接触等の事故を回避することが可能であると考えられます。

また、心身の疲労の蓄積によって、注意力が散漫になり、前方の信号や車列の様子を見落としたことによる事故も発生しています。

一人ひとりの交通事故の未然防止、安全運転についての意識をより一層高めるとともに、心身の健康を保持し、冷静に判断できる状態で運転することが大切です。

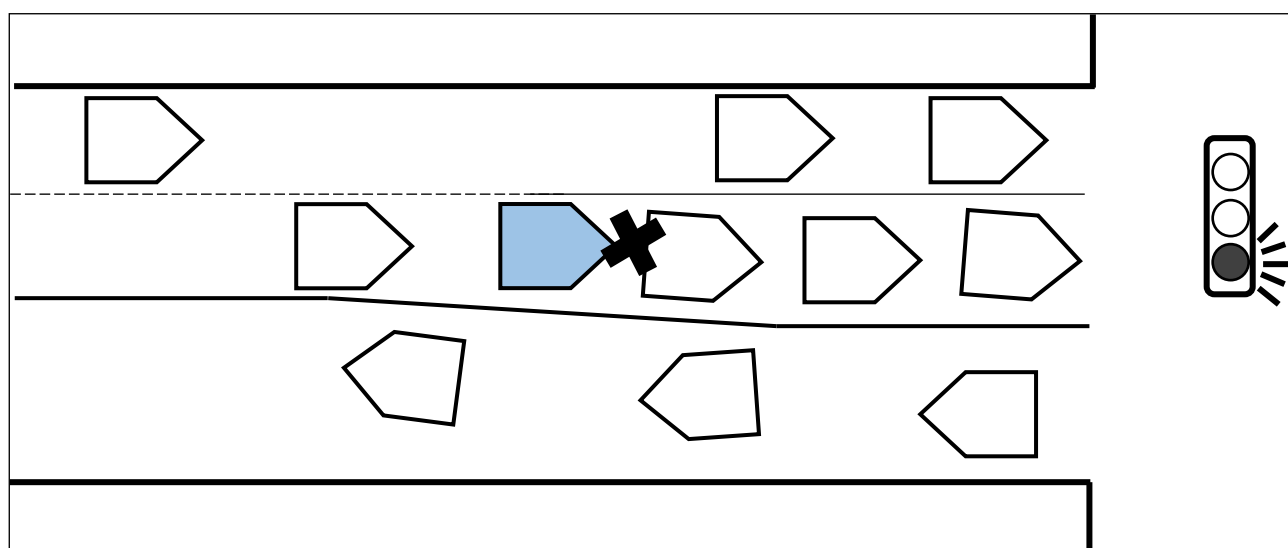
(事例1) 出勤途上でコンビニに立ち寄り買い物をしようと、駐車場に入り駐車場所を探していた。しばらくして空いたスペースに駐車しようと自車を前進させたところ、後続の車両が同じスペースに停めようとしたため、本人の車両の前に進行してきたことになり、職員の車両前方部と相手側の車両後方右側面が接触した。

→朝のあわただしく、誰しもが素早く用を済ませたいことや、利用客が多い時間帯であることから、周りの状況を冷静かつ慎重に確認することで防げた事故である。



(事例2) 出勤途中、交差点の赤信号に気付きブレーキをかけたが、停車が間に合わず、前方に停車中の相手方車両に追突した。職員側の車両の速度は時速15km程度で、職員は考え事をしていた、集中力を欠いていた。

→交差点で一時停止する際、安全確認を十分に行わなかったことが原因ではあるが、なぜ集中力を欠くことになったのか原因を追究し、改善を図ることで今後の未然防止にもつながる。



(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会
学校教育課長

安全運転強化期間について (依頼)

各学校におかれましては、教職員の交通事故防止について取組を進めていただいているところかと思えます。昨年度から減少はしておるものの、依然として交通事故は発生しています。7 月 11 日から 7 月 20 日にかけて、「夏の交通安全県民運動」が実施されますので、各校におかれましては、ポスターを掲示していただき、すべての教職員に周知していただきますようお願いいたします。また、例年 7 月、8 月における事故発生件数は、増加する傾向にあります。その期間においては、自家用車等を運転する機会も増えることから、安全運転への意識をより一層高めるとともに、運転中は周りの様子に気を配り細心の注意を払い、交通事故防止に努めていただきたいと思います。ついては、ポスターを掲示していただくとともに、下記の期間を安全運転強化期間として、取組を実施いただきますようお願いいたします。

記

1 実施期間

令和 6 年 7 月 11 日 (木) ~ 令和 6 年 8 月 31 日 (土)

2 研修対象

各学校に勤務するすべての教職員

3 取り組み内容 ※ (2) か (3) を選択して実施してください。

(1) ポスター掲示

別添えのポスターをカラー印刷していただき、強化期間内に職員室ドアの内側等、教職員が出退勤する際に、目につきやすい場所に掲示してください。

(2) 「こんなにあるの？自動車の死角！」の視聴

強化期間内に、職員会議や全体研修、学年会議等教職員の方が集まる場で視聴ください。

(一般財団法人三重県交通安全協会公式チャンネルより)

URL : <https://youtu.be/PDUMRSwfvrR4>

(3) 交通事故防止に向けた取組

動画視聴やプリント配布など、取組方法と取組内容については、各校の実情に合わせて実施していただいて構いません。

4 留意事項

- ・取組の実施について、別紙 1 の報告用紙にて 9 / 6 (金) までに玉田個人メールへ
- ・動画視聴について、学校で勤務するすべての方に実施していただきたいと思いますと考えております。実施方法等は各校の実情に合わせて取り組んでください。

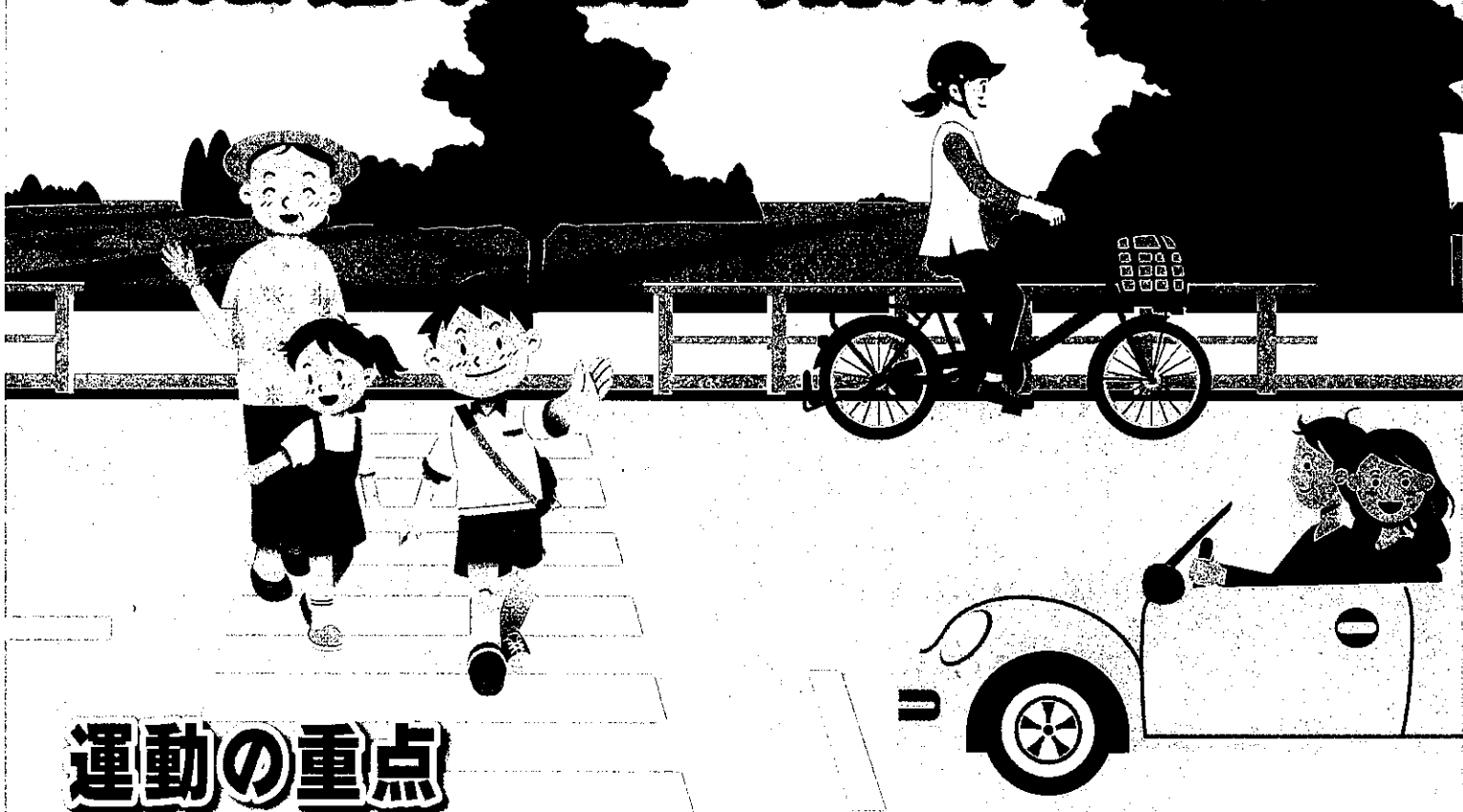
夏

令和6年7月11日(木) ~ 20日(土)

の交通安全県民運動

三重県交通安全県民運動スローガン

やさしさが安全つなぐ三重の道 ~歩行者のハンドサインは赤信号~



運動の重点

こどもと高齢者の交通事故防止

歩行者優先意識の徹底と安全な横断方法の実践

シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

飲酒運転等の根絶

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



チャイルドシート着用推進
シンボルマーク「カチャビヨン」



三重県・三重県交通対策協議会

〒514-8570 三重県環境生活部 くらし・交通安全課

TEL. 059-224-2410 FAX. 059-224-3069

夏の交通安全県民運動
実施要項はこちら→



夏の交通安全県民運動



夏本番を迎え、行楽などで自動車を運転する機会が増えるほか、暑さやレジャーの疲れから運転者の注意力が散漫になりがちです。

本運動を通じて自分の交通行動を見つめ直し、交通ルール遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけて、交通事故防止を図りましょう。

運動の重点

1 こどもと高齢者の交通事故防止

次代を担うこどものかけがえのない命と交通事故死者の多くを占める高齢者を社会全体で交通事故から守りましょう。

運転中に高齢者やこどもを見かけたら速度を落として注意しましょう。



2 歩行者優先意識の徹底と安全な横断方法の実践

一般社団法人日本自動車連盟が昨年調査した、信号機のない横断歩道における自動車の一時停止率は51.3%で未だ約半数の車両が停止していません。

ドライバーは、横断歩道における歩行者優先を徹底しましょう。

また、歩行者の方は、近くに横断歩道があれば横断歩道を渡るなどの交通ルールを守り、安全に横断しましょう。

3 シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトはご自身やご家族の命を守ります。

交通事故に遭った時の被害を軽減させるため、車に乗った時は全ての座席でシートベルトを着用しましょう。

また、6歳未満のこどもを乗車させる際は、チャイルドシートを着用しましょう。

4 飲酒運転等の根絶

県民一人ひとりが「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。

また、「あおり運転」(妨害運転)は、交通事故につながる極めて悪質・危険な行為で、重大な犯罪です。

こころと時間にゆとりを持って、おもいやり運転に努めましょう。

5 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車は、手軽で便利な乗り物ですが、「車のなかま」として、交通ルールを守りましょう。

自転車を利用する人は、自分の命を守るためにヘルメットを着用しましょう。

また、電動キックボード等を利用する際は、交通ルールを守り、ヘルメットを着用して、安全運転に努めましょう。

夏の交通安全県民運動期間中の「日を定めて行う行動」

交通安全の日 横断歩道“SOS”の日 7月11日(木)	あらゆる交通安全活動を通じ、県民の交通安全意識の高揚を図るとともに、横断歩道における歩行者優先の徹底を推進します。
高齢者交通安全の日 (S・Sデー) 7月15日(月・祝)	一人ひとりが思いやりの行動を心掛け、高齢者を交通事故から守りましょう。 また、高齢者の方は、慎重な行動を心掛け、交通事故から命を守りましょう。

令和6年度 安全運転強化期間における研修実施報告書

学校名		
ポスターを掲示した場所(1)		
研修を行った人数	研修の選択 (2)or(3)or(その他)	研修の実施日
		月 日()
研修の方式	研修の方法 ※動画視聴、管理職による講義など	
一 斉 ・ 各 自		
研修の内容		

研修実施後は、この報告書を学校教育課 教職員G(玉田の個人メール)に送っていただきますようにお願いします。

※研修実施日については、一斉に行った場合はその日を書いてください。

何日かに分けた場合は、最初の実施日から最後の実施日の期間を書いてください。 例:○月○日～○月○日

※研修方式については、一斉による研修か、各自による研修かを書いてください。

鈴教学第 8 2 7 号
令和 6 年 7 月 日

(宛先) 各小中学校長

鈴鹿市教育委員会事務局
学校教育課長

懲戒処分の指針の一部改正について(通知)

このことについて、三重県教育委員会教育長から、教員による児童生徒への不適切な言動に係る事案が発生していることから、「懲戒処分の指針」に標準例を明記することにより、不適切な言動の防止を図るため、「懲戒処分の指針」の一部が別添のとおり改正されたとの通知がありましたので、御周知ください。

貴職におかれましては、本指針を所属の教職員に周知するとともに、引き続き綱紀の厳正な保持、服務規律の確保並びに公務の適正な運営を図り、教職員の指導監督を徹底するようお願いします。

記

主な改正内容

- ・「児童生徒等に対する非違行為関係」に関する指針の追加
(標準例 4 (2) ③④)

添付資料

- (1) 懲戒処分の指針 (改正後)
- (2) 懲戒処分に係る標準的な処分量定一覧 (改正後)
- (3) 懲戒処分の指針 (新旧対照表)
- (4) 懲戒処分に係る標準的な処分量定一覧 (新旧対照表)
- (5) 補助資料
- (6) 【参考】_説明補助資料 校長限り

【事務担当：学校教育課 教職員 G TEL 382-7618】

懲戒処分の指針

三重県教育委員会

第1 基本事項

1 趣旨

本指針は、懲戒処分の代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものであり、県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に勤務する職員、県立学校に勤務する教職員並びに市町（学校組合を含む。）立学校に勤務する県費負担教職員（以下「教職員等」という。）に適用するものである。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断するものとする。

2 処分量定の決定

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果の程度
- ② 故意又は過失の程度
- ③ 非違行為を行った教職員等の職責の程度、その職責と非違行為との関係の評価
- ④ 児童生徒、保護者、他の教職員等及び社会に与えた影響の程度
- ⑤ 過去の非違行為歴

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

3 処分量定の加重又は軽減

次のような場合、個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分量定以外とすることもあり得る。

(1) 標準例の処分量定より重くすることが考えられる場合

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- ② 非違行為を行った教職員等が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

(2) 標準例の処分量定より軽くすることが考えられる場合

- ① 教職員等が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

第2 標準例

1 一般服務關係

(1) 欠勤

- ① 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた教職員等は、減給又は戒告とする。
- ② 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた教職員等は、停職又は減給とする。
- ③ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた教職員等は、免職又は停職とする。

(2) 遅刻・早退

正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた教職員等は、戒告とする。

(3) 休暇の虚偽請求

病気休暇又は特別休暇等について虚偽の請求をした教職員等は、減給又は戒告とする。

(4) 勤務態度不良

勤務時間中に職場からの離脱等により職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた教職員等は、減給又は戒告とする。

(5) 職場内秩序を乱す行為

- ① 他の教職員等に対する暴行により職場の秩序を乱した教職員等は、停職又は減給とする。
- ② 他の教職員等に対する暴言により職場の秩序を乱した教職員等は、減給又は戒告とする。

(6) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った教職員等は、減給又は戒告とする。

(7) 営利企業等への無許可従事

営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの営利企業等の従事を行った教職員等は、減給又は戒告とする。

(8) 違法な職員団体活動

- ① 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は県あるいは市町の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした教職員等は、減給又は戒告とする。
- ② 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった教職員等は、免職又は停職とする。

(9) 入札談合等に関与する行為

県教育委員会等が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った教職員等は、免職又は停職とする。

(10) 政治的目的を有する文書の配布

政治的目的を有する文書を配布した教職員等は、戒告とする。

(11) 秘密漏えい

- ① 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員等は、免職又は停職とする。
- ② ①の場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした教職員等は、免職とする。
- ③ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員等は、停職、減給又は戒告とする。

(12) 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が

記録された文書等を収集した教職員等は、減給又は戒告とする。

(13) 個人情報情報の紛失、盗難

個人情報を持ち出し、著しく注意義務を怠って紛失し、又は盗難にあった教職員等は減給又は戒告とする。

(14) 公文書の不適正な取扱い

- ① 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した場合は免職又は停職とする。
- ② 決裁文書を改ざんした場合は免職又は停職とする。
- ③ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合は停職、減給又は戒告とする。

(15) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員等を不快にさせる職場外における性的な言動）

- ① 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職務上の立場を利用して強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした教職員等は、免職又は停職とする。
- ② 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メール等の送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した教職員等は、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該教職員等は免職又は停職とする。
- ③ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った教職員等は、減給又は戒告とする。

(16) パワー・ハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、教職員等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、教職員等の人格若しくは尊厳を害し、又は教職員等の勤務環境を害することとなるようなもの）

- ① パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員等は、停職、減給又は戒告とする。
- ② パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員等は、停職又は減給とする。
- ③ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員等は、免職、停職又は減給とする。

(17) 不適切事務処理

故意又は重大な過失によって不適切な事務処理をしたことにより、公務の運営に重大な支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた教職員等は、免職、停職、減給又は戒告とする。

2 公の財産取扱い関係

(1) 横領・窃取・詐取

公金又は公の物品（以下「公金等」という。）を横領し、窃取し又は人を欺いて公金等を交付させた教職員等は、免職とする。

(2) 紛失

公金等を紛失した教職員等は、戒告とする。

(3) 盗難

重大な過失により公金等の盗難に遭った教職員等は、戒告とする。

(4) 損壊

故意に職場において財産を損壊した教職員等は、減給又は戒告とする。

- (5) 失火等
過失により職場において出火、爆発等を引き起こした教職員等は、戒告とする。
- (6) 給与等の違法支払・不適正受給
故意に法令に違反して給与等を不正に支給した教職員等及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給与等を不正に受給した教職員等は、減給又は戒告とする。
- (7) 公金等処理不適正
自己保管中の公金の流用等公金等の不適正な処理をした教職員等は、減給又は戒告とする。
- (8) コンピュータの不適正使用
職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた教職員等は、減給又は戒告とする。

3 公務外非行関係

- (1) 放火・殺人
放火をし、又は人を殺した教職員等は、免職とする。
- (2) 傷害・暴行・けんか
 - ① 人の身体を傷害した教職員等は、免職、停職又は減給とする。
 - ② 暴行を加え、又はけんかをした教職員等が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。
- (3) 器物損壊
故意に他人の物を損壊した教職員等は、減給又は戒告とする。
- (4) 横領
 - ① 自己の占有する他人の物を横領した教職員等は、免職又は停職とする。
 - ② 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した教職員等は、減給又は戒告とする。
- (5) 窃盗・強盗
 - ① 他人の財物を窃取した教職員等は、免職又は停職とする。
 - ② 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した教職員等は、免職とする。
- (6) 詐欺・恐喝
人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた教職員等は、免職又は停職とする。
- (7) 賭博
賭博をした教職員等は、減給又は戒告とする。特に、常習として賭博をした教職員等は、免職又は停職とする。
- (8) 麻薬等の所持等
麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした教職員等は、免職とする。
- (9) 酩酊による粗野な言動等
酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした教職員等は、減給又は戒告とする。
- (10) わいせつ行為（4に掲げるものを除く。）
不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪に当たる行為、わいせつ目的をもって体に触ること等のわいせつ行為をした教職員等は、免職、停職又は減給とする。

4 児童生徒等に対する非違行為関係

(1) 児童生徒性暴力等

- ① 次に掲げる行為をした教職員等は、免職とする。
 - (ア) 児童生徒等に性交等を行うこと又は児童生徒等をして性交等をさせること。
 - (イ) 児童生徒等にわいせつな行為を行うこと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（上記(ア)に掲げるものを除く。）。
 - (ウ) 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為を行うこと（上記(ア)(イ)に掲げるものを除く。）。
 - (エ) 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であつて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものを行うこと又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（上記(ア)から(ウ)に掲げるものを除く。）。
 - a 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。
 - b 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。
- ② 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与える行為をした教職員等は、免職、停職、減給又は戒告とする。（上記①の(ア)から(エ)に掲げるものを除く。）。

注1 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒並びに18歳未満の者をいう。

注2 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。

注3 「性的羞恥心を害する言動」とは、児童生徒等を不快にさせる性的な言動が該当し得る。

(2) 体罰・不適切な言動

- ① 児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせる体罰をした教職員等は、免職又は停職とする。
- ② 児童生徒に上記①以外の体罰をした教職員等は、停職、減給又は戒告とする。
- ③ 児童生徒に著しい精神的な苦痛を与え、かつ態様が特に悪質で繰り返し不適切な言動を行った教職員等は、免職又は停職とする。
- ④ 児童生徒に著しい精神的な苦痛を与える不適切な言動を行った教職員等は、停職、減給又は戒告とする。

5 監督責任関係

(1) 指導監督不適正

部下教職員等が懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に著しく適正を欠いていた教職員等は、停職、減給又は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい等

部下教職員等の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した教職員等は、停職又は減給とする。

第3 適用期日

- 1 この指針は、平成19年10月1日から適用する。
- 2 この指針は、平成22年12月24日から適用する。

なお、飲酒運転・交通事故等に関する懲戒処分については、本指針にかかわらず、「職員による飲酒運転・交通事故等に対する懲戒処分の基準について（平成22年12月24日付け教育長通知）」によるものとする。

- 3 この指針は、平成29年11月8日から適用する。
- 4 この指針は、令和元年5月9日から適用する。
- 5 この指針は、令和2年9月15日から適用する。
- 6 この指針は、令和5年9月4日から適用する。
- 7 この指針は、令和6年7月4日から適用する。

各市町等教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 様

三重県教育委員会教育長

教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について（通知）

このことについては、学校教育に対する県民の関心がますます高まるなか、かねてから注意を喚起し、貴職におかれても格段の配慮をいただいているところです。

しかしながら、令和5年度は、生徒に対するわいせつ行為、公文書の不適切な取扱い、交通事故、旅費の不正受給、体罰により懲戒処分とした事案があわせて11件発生しました。令和6年度もすでに、生徒との不適切な行為、交通事故により懲戒処分とした事案が発生しています。加えて、県内に勤務する教育公務員が行った部落差別に対し、知事から説示が出される事案が発生しており、学校教育に対する県民の信頼を大きく損なう状況にあります。

県教育委員会は、こうした事案を厳粛に受け止め、児童生徒に対するわいせつ行為や体罰の根絶に向けた動画視聴による研修、差別解消に向けた責務を自覚するための研修、不適切な事務処理の再発防止に向けたミーティング形式の校内研修を行うなど、改めて不祥事の根絶に全力で取り組んでいるところです。

日ごろから、教職員が労を惜しまず児童生徒のために職責を遂行していたとしても、一件の不祥事により、これまで積み重ねてきた学校教育への信頼は大きく損なわれてしまいます。教職員一人ひとり、不祥事を自分事として捉え、自己の使命と職責の重大さを認識し、自らを厳しく律するとともに、自分の周囲から不祥事を出さないという強い決意のもと、主体的に取り組むことが大切です。

夏季休業期間を迎えるにあたり、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について、一層の注意を払われるよう通知します。県立学校においては、下記事項を教職員一人ひとりが十分認識したうえで、コンプライアンスの推進と不祥事の根絶につなげてください。

市町等教育委員会にあっては、これらのことを所管の校長に周知し、その趣旨の徹底と適切な指導を図られるようお願いいたします。

記

1 児童生徒性暴力等の根絶について

児童生徒等の成長に直接関わる教職員等による児童生徒性暴力等は、あってはならないことである。児童生徒等に対し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるものであり、同意の有無及び程度にかかわらず断じて許されないことを教職員一人ひとりが再認識するようにし、児童生徒性暴力等の根絶に万全を期すこと。

また、教職員の意図にかかわらず、児童生徒が性的に不快感や嫌悪感を抱く教職員の言動は、セクシュアル・ハラスメントに該当することを改めて認識し、セクシュアル・ハラスメントの根絶に取り組むこと。

勤務校等の児童生徒との職務に関係のない私的なSNS等によるやりとりが、児童生徒性暴力等の発端となる場合があることから、改めて各学校においてSNS等の適切な取扱いを徹底すること。他の教職員の目が行き届きにくい空間で児童生徒と1対1で対応している状況も、わいせつ事案やセクシュアル・ハラスメント事案のきっかけとなる場合があることから、密室状態を回避するとともに、個別での対応を避け、児童生徒の

輸送のために自家用車等を使用する場合には、事前に校長の承認を得るなど、不祥事の発生につながらないよう防止策を講ずること。

なお、県教育委員会においては、令和5年9月に改正した「懲戒処分の指針」に則り、児童生徒性暴力等に係る事案には、厳格な処分を講じていくこととする。

※「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒並びに18歳未満の者をいう。

- ・ 令和元年7月11日付け
「教職員と生徒・保護者とのSNS等の使用に係る適切な取扱いについて」＜教職員課＞
- ・ 令和5年9月4日付け「「懲戒処分の指針」の一部改正について」＜教職員課＞

2 体罰等の禁止について

体罰は、学校教育法において禁止される違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決への志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場合でも決して許されないものである。

教職員の不適切な発言により児童生徒の心情を著しく傷つける事案が依然として発生している。こうした児童生徒の人権を侵害する発言は断じて許されないものであることから、児童生徒の指導に当たっては、児童生徒の特性、置かれた状況、背景に配慮すること。

各学校においては、担当課からの資料等を活用して、教職員の指導に対して児童生徒が素直に耳を傾けるような関係づくりを進めるとともに、指導が難しい状況にあっても、毅然とした粘り強い指導を進めていけるような生徒指導体制を構築すること。

また、これまで厳しい指導の名のもとで、または保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を看過してこなかったかを検証し、体罰等を根絶する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰等が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰や不適切な発言の根絶に関する取組の強化を図ること。

- ・ 令和6年4月16日付け「体罰の根絶に向けた取組の徹底について」
＜子ども安全対策監、教職員課、生徒指導課、保健体育課＞

3 部落差別等の根絶について

子どもたちに、差別のない社会をつくる主体者としての意識を育む立場にある教育公務員による部落差別等は、あってはならないことである。

全ての教職員が、高い人権意識や人権問題についての確かな知識を持つとともに、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」等に則り、公私を問わず率先して積極的な役割を果たす責務があることを自覚すること。

各学校においては、三重県人権教育基本方針に基づき、差別の解消に向けた取組を組織的・系統的に進めたり、人権侵害に対して的確に対応したりすることができるよう、管理職や担当者を中心とした教職員が一体となった校内推進体制を確立すること。

4 飲酒運転の根絶と交通事故の防止について

交通事故の防止については、県全体で取り組んでいるところであり、7月11日から7月20日までは夏の交通安全県民運動期間とし、飲酒運転の根絶、横断歩道における歩行者優先の徹底等を運動の重点として、交通事故防止の徹底を図っていくこととしている。飲酒運転は犯罪であり、一人ひとりが飲酒運転0（ゼロ）をめざす決意を新たに、飲酒運転の根絶を図ること。横断歩道での歩行者優先は「マナー」ではなく、法律で定められた「ルール」であり、横断歩道手前の減速・停止を徹底したうえで、慣れに頼った運転や思い込みによる運転をしていないかなど、自分の運転を一つひとつ点検し、安全運転の徹底を図ること。

県教育委員会においては、交通事故の防止を一層徹底するとともに、重大な交通法令違反者には、厳正に対処していくこととする。

また、児童生徒に対して範を示すべき立場にある教職員として、交通安全に関する意識を高め、交通法令を遵守することはもちろんであるが、万一交通事故を起こした場合には、適切な事後処置を講ずること。

5 個人情報及び公文書等の管理の徹底について

各学校において、児童生徒に関する個人情報を含む文書類や電子データ等の管理に関するルールを定めることとしているが、教職員一人ひとりがルールを把握し、適切な管理を徹底すること。特に、個人情報をやむを得ず校舎外に持ち出す必要がある場合には、所属長の許可を得るよう義務づけるとともに、これらの書類については、自動車内等、盗難の恐れのある場所や他人の目に触れる場所には絶対に放置しないよう、取扱いには細心の注意を払うこと。また、不要になった個人情報についても取扱い方法を定め、それに基づき不要になった個人情報は速やかに返却または廃棄すること。

個人情報の記載された書類を送付する場合は、宛名や書類の内容に誤りがないかなど、複数の教職員による確認を徹底する等、ヒューマンエラーに起因する不適切な事務処理の再発防止のための点検体制を構築すること。

- ・ 令和6年6月18日付け
「個人情報等の適正管理の徹底について」＜小中学校教育課、学校防災推進監＞
- ・ 令和6年4月16日 令和6年度県立学校長・事務長会議配布資料
「教務手帳等の個人情報記載文書の適正管理について」

6 部活動等の指導における安全確保について

これからの時期は、部活動等の活動が活発に行われる時期でもあり、部活動における安全確保と事故防止に十分注意を払うこと。なお、部活動の実施に当たっては、担当課からの通知の内容に留意すること。

また、児童生徒の健康・安全管理に十分留意し、児童生徒の心身の状況に即した指導を計画的に実施するとともに、校外で活動する際は、交通事故防止も含め、安全確保に十分注意すること。さらに、運動場・体育館等が安全に配慮して使用されているか、施設・設備、用具・器具が整備されているか留意すること。なお、学校内外における水難事故が懸念されることから、水難事故防止に係る指導に当たり、担当課からの通知の内容に留意すること。

- ・ 令和6年6月13日付け「学校教育活動等における熱中症事故の防止に向けた対応について」
＜学校防災推進監、保健体育課、生徒指導課、高校教育課、特別支援教育課＞
- ・ 令和6年4月30日付け「水難事故防止に係る指導の徹底について」＜生徒指導課＞

7 時間外在校等時間の上限の遵守と勤務時間の適正管理について

教職員の業務負担軽減を図り、より効果的な教育を持続的に行うため、学校における働き方改革を一層推進する必要がある。管理職は、引き続き「定時退校日の設定」、「部活動休業日の設定」、「会議時間の短縮」の3つの取組を着実に推進するとともに、学校行事の精選やスクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ等の専門人材・地域人材を積極的に活用し、教育の充実及び業務の削減に取り組むなど、全ての教職員の時間外在校等時間を適切に管理し、その上限が遵守されるように努めること。

なお、公務員には職務専念義務があり、夏季休業中においても異なる取扱いを受けるものではないため、夏季休業中の勤務日における勤務態様について、県民の批判を受け

ることのないよう十分留意すること。

- ・ 令和6年3月22日付け「学校における働き方改革の推進について」＜教職員課＞

8 教育活動中の飲酒等の禁止について

教育活動中はもとより、引率する児童生徒を管理すべき夜間等においても、教職員による飲酒等は、保護者や県民の教育に対する信用を失墜するものであり、厳に慎むこと。また、同席する教職員が、他の教職員のかかる行為を制止しないことも同様である。

9 公金等の適切な管理について

学校徴収金や各種委託金をはじめ、教職員が様々な場面で現金を扱う場合があるが、各学校においては、できる限り現金を直接扱わない方策を講ずること。また、現金を直接扱わざるを得ない場合にあっては、遅滞なく金融機関に入金する等、手元での保管期間を極力短くすること。また、各所属において改めて通帳・印鑑の管理、出入金手続き、収支に係る点検体制を確認し、一層の厳正な管理に努めること。

10 あらゆるハラスメントの防止について

ハラスメントは、職員の勤労意欲を減退させ、その能力の適切な発揮を妨げる要因となるとともに、職員間のコミュニケーションが滞るなど、仕事を進めるにあたっての重大な支障となり得るものである。職場からハラスメントに関する問題の行為者や被害者を出さないよう、職員一人ひとりが、ハラスメントについて正しく理解したうえで、周囲に対する気配りをし、普段からコミュニケーションを大切にすることにより、風通しのよい職場づくりを心がけること。

- ・ 令和3年12月28日付け
「「ハラスメントの防止等に関する基本方針」等の一部改正について」＜教職員課＞

11 適切な事務処理の徹底について

職員の出張は、校長の命令に基づき行われるものであり、職員は、承認を受けた旅行命令に従い旅行を行うとともに、旅行に係る手続きを迅速かつ適正に行う必要がある。また、職員が旅行命令と異なる旅行を行う場合、校長は、職員に対し、事前又は事後に旅行命令の変更を行わせたうえで、旅行事実に基づいた復命及び旅費請求をさせるなど、旅行に係る事務手続きを適切に運用すること。

12 営利企業等への従事制限、兼職及び事業等への従事等について

公務員には営利企業等への従事制限が法で定められており、兼職及び事業等への従事には任命権者（県費負担教職員の場合は市町等教育委員会）へ届け出て許可を受ける必要があることを改めて周知し、教職員の管理監督に努め、県民の批判を受けることのないよう十分留意すること。

なお、短時間勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限から除外されているところであるが、従事する場合は、あらかじめ校長に届け出る必要がある。

13 会食、遊戯等について

民間事業者、保護者、国や他の地方公共団体職員及びその他の教育関係者等、職務上利害関係のある者との会食や遊戯、贈答品の授受等、県民の疑惑を招く恐れのある行為は厳に慎み、常に公私の区別を明確にし、県民の不信を招くことのないようにすること。

○ 令和 5 年度の状況

① 懲戒処分件数・被処分者数 1 1 件・1 1 人（体罰 1 件を含む）

② 体罰発生件数・対象教員数 4 件・4 人

③ 交通事故発生件数

	公立小中学校	県立学校
公務時の人身事故、物件事故（自損を除く）	3 3 件	1 5 件
通勤時の人身事故	1 5 件	5 件
私用時の人身事故（自損を除く）	1 4 件	9 件
計	6 2 件	2 9 件

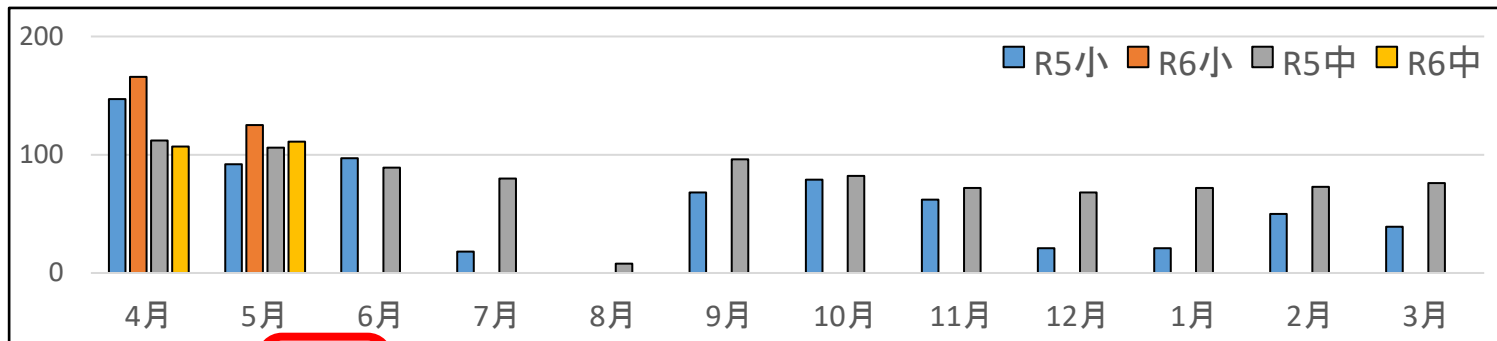
教職員課：県立学校人事班 電話 059-224-2956 小中学校人事班 電話 059-224-2958

学校における働き方改革

1 時間外労働の状況

(1) 月45時間以上80時間未満の教職員数

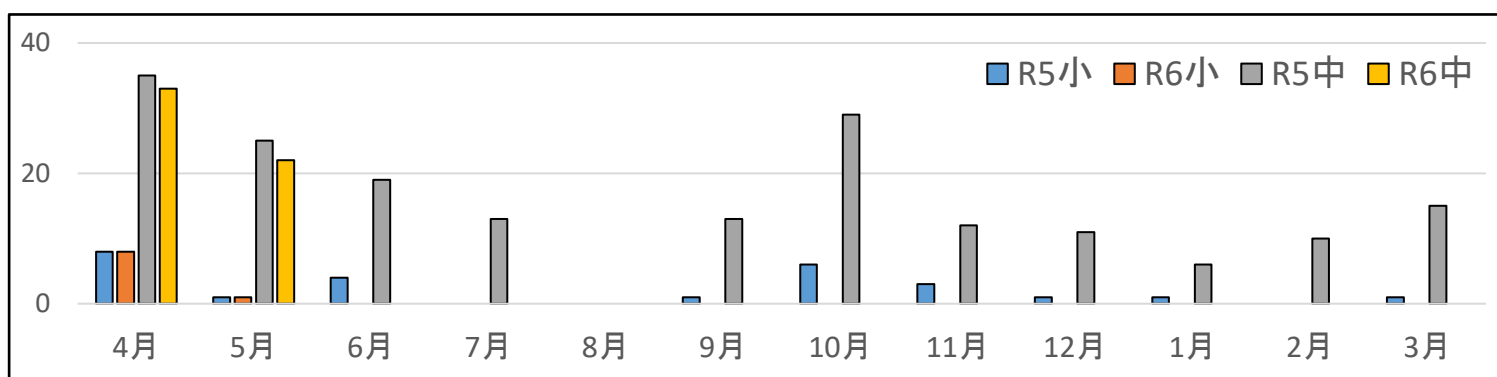
(単位：人)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5小	147	92	97	18	0	68	79	62	21	21	50	39
R6小	166	125										
R5中	112	106	89	80	8	96	82	72	68	72	73	76
R6中	107	111										

(2) 月80時間以上の教職員数

(単位：人)



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R5小	8	1	4	0	0	1	6	3	1	1	0	1
R6小	8	1										
R5中	35	25	19	13	0	13	29	12	11	6	10	15
R6中	33	22										

R6 5月の取組状況

〈小学校〉

- 教材研究・授業準備
- 会議・研修会

- 学校行事

- 教材研究・授業準備
- 会議・研修会
- 学校行事

●：課題 ○：成果が見られた取組例

- 授業・板書計画作成や資料作成に時間を要した。
- 研修会や学年会に時間を要し、個々の業務を時間外に行った。
- 内容をコロナ禍前へ戻したことで資料作成や確認・準備に時間を要した。

〈中学校〉

- 部活動指導
- 教材研究・授業準備
- 問題行動への対応

- 部活動指導
- 教材研究・授業準備
- 問題行動への対応
- テスト作成・採点業務

- 大会等の係業務または引率業務に時間を要した。
- プリントやスライド作りに時間を要した。
- 複数で時間外に対応することが多かった。
- ガイドラインを遵守し、部活動指導員を活用した。
- 教材等をデジタル化し共有した。
- 分担して対応に当たり内容はChromebookで共有した。
- デジタル採点システムを活用した。

2 令和6年度2学期以降における取組

(1) 小学校

①令和5年度2学期における時間外労働（45時間以上）の主な要因

(単位：人)

要因	具体的要因	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
学校運営関係 (時間割、行事 の見直しなど)	学校行事	0	0	15	0	0	12	12	10	0
	調査報告	6	1	2	1	0	2	2	1	2
	学級運営	53	5	8	5	0	0	5	3	0
	分掌業務	44	17	12	1	0	6	7	9	0
	その他	2	2	1	0	0	2	1	1	1
学習指導関係 (教材研究、学 習保障のための 補習など)	教材研究・授業準備	44	59	44	6	0	35	49	32	1
	テスト作成・採点業務	0	2	13	1	0	0	1	1	13
	課外授業・補習授業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	1	1	1	0
児童生徒の 生活指導等関係 (含不登校対 応)	不登校への対応	0	0	1	1	0	1	0	1	0
	問題行動への対応	0	3	6	3	0	5	3	1	3
	家庭訪問	1	2	0	0	0	3	1	1	1
	保護者対応	1	3	1	1	0	2	1	2	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0
部活動指導 関係	平日の部活動	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休日の部活動	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	健診準備	1	0	0	0	0	0	0	0	0

令和5年度「学校における働き方改革の推進に係る取組状況調査票」の結果

② 課題と改善策

◆ 教材研究・授業準備

- ・研修会や研究授業の準備に時間を要する。

- 他の業務を軽減する。
- 研修会や学年会等は、事前に時間や終了時刻を決めて実施する。
- 指導案や資料を簡略化する。

◆ 学校行事（運動会、音楽会、修学旅行など）

- ・1人で複数の行事を担当したり、抱え込んだりする場合がある。
- ・児童への期待の高まりから、当初の指導計画以上に時間をかけることがある。

- 他の教育活動との調整を図る。
- 業務を細分化し分担する。
- 余裕をもって提案し、各担当が見通しをもって準備に当たれるようにする。

◆ テスト作成・採点業務

- ・採点や結果入力 of 計画性が弱く、勤務時間内に終わらない。

- 素点入力はSSSや学習指導員を活用する。
- 学期末に向けて見通しを持った学習計画を立てる。

(2) 中学校

①令和5年度2学期における時間外労働（45時間以上）の主な要因

(単位：人)

要因	具体的要因	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
学校運営関係 (時間割、行事 の見直しなど)	学校行事	6	20	11	1	0	15	19	2	1
	調査報告	3	3	1	1	0	1	1	1	1
	学級運営	6	3	2	3	0	4	1	0	6
	分掌業務	58	28	18	11	0	13	21	5	6
	その他	0	0	1	0	0	1	0	2	0
学習指導関係 (教材研究、学 習保障のための 補習など)	教材研究・授業準備	26	18	10	7	0	6	18	11	7
	テスト作成・採点業務	0	4	20	17	0	2	0	22	21
	課外授業・補習授業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	3	5
児童生徒の生活 指導等関係 (含不登校対 応)	不登校への対応	0	7	7	2	2	2	7	1	5
	問題行動への対応	15	18	9	8	0	8	9	2	4
	家庭訪問	7	5	5	8	2	5	7	10	2
	保護者対応	13	8	8	5	0	6	4	6	3
	その他	0	1	0	0	0	0	0	0	1
部活動指導 関係	平日の部活動	0	0	1	1	0	0	2	2	0
	休日の部活動	10	10	13	22	5	39	17	11	10
	その他	1	2	1	0	0	0	0	0	0
その他	職場環境への適応	4	0	0	0	0	0	0	0	0
	進路指導用務	0	0	0	0	0	0	4	4	4
	人権フォーラム	0	0	0	0	0	0	0	2	0

令和5年度「学校における働き方改革の推進に係る取組状況調査票」の結果

② 課題と改善策

◆ 休日の部活動

- ・ 秋の新人戦に向け、大会や練習試合の係業務または引率業務に時間を要する。

→ 大会や練習試合への参加を見直す。

→ ガイドラインを遵守する。

◆ 分掌業務 ◆ 学校行事（文化祭、体育祭など）

- ・ 行事を中心的に計画・運営する担当（生徒会・体育科・音楽科）が指導計画の作成や準備に時間を要する。

→ 業務を細分化し分担する。

→ 余裕をもって提案し、各担当が見通しをもって準備に当たれるようにする。

◆ 教材研究・授業準備

- ・ プリントやスライドの作成等に時間を要する。

→ 他の業務を軽減する。

→ デジタル化し共有する。

◆ テスト作成・採点業務

- ・ 中間・期末テストの採点に時間を要する。

→ デジタル採点システムを活用する。

◆ 家庭訪問

- ・ 生徒や保護者に寄り添った指導により、対応に時間を要する。
- ・ 家庭訪問中に学年全体で待機し、報告を待つことがある。

→ 分担して対応に当たり、内容はChromebookで共有する。

鈴鹿市立学校の通学区域の弾力化について

教育委員会事務局 学校教育課

1 目 的

将来推計に基づき過大規模校又はそれに準じる大規模校として対応が必要な学校について通学区域の弾力化を図る。

2 対 象

旭が丘小学校の通学区域の一部，白子中学校の通学区域に居住し，４月１日に１年生となる児童・生徒を原則とする。

3 内 容

(１) 旭が丘小学校の通学区域

指定校が旭が丘小学校の児童は，隣接する小学校への就学を次のとおり認める。ただし，就学を希望する学校までの距離は，概ね直線で２ｋｍ以内であること。また，当該小学校卒業後は就学先の指定中学校へ入学となる。

指定校	指定校以外に就学できる小学校
旭が丘小学校	玉垣小学校，愛宕小学校又は白子小学校

(２) 白子中学校の通学区域

指定校が白子中学校の生徒は，隣接する中学校への就学を次のとおり認める。ただし，就学を希望する学校までの距離は，概ね直線で６ｋｍ以内であること。

指定校	小学区	指定校以外に就学できる中学校
白子中学校	旭が丘小学区	鼓ヶ浦中学校又は千代崎中学校
	稲生小学区	鼓ヶ浦中学校，天栄中学校又は創徳中学校
	桜島小学区	千代崎中学校又は創徳中学校

4 定 員

受け入れる学校の児童生徒数や教室数等を勘案し，教育委員会が毎年度定める。

就学時健康診断の実施について

	小学校の実施項目	学校教育課の実施項目
7 月	●実施日の決定 ●保護者に渡す書類準備 ・実施通知 ・関係様式	●名簿データ作成 ●健康診断通知ハガキ等作成
8 月	●封筒（学校名入）準備 ●封筒詰め ・健康診断実施通知 ・健康診断通知ハガキ ・関係様式 ・小規模特認校の案内 ・弾力化の案内（旭が丘小のみ） ●封筒を学校教育課に提出 ・8/21（水）✂切 （ラベルを貼り，名簿順に並べる） ●名簿作成準備	●8/1（木）名簿を学校に配布 ・紙データ ・電子データ ●郵送準備
9 月	↓	●全保護者に郵送 9/2（月）
10 月	●健康診断実施 ↓	
11 月	↓	

【学 校 教 育 課】

- ① 『就学時健康診断票』を印刷発注する。
- ② 8月下旬までに、各学校の健診日時を『就学時健康診断実施予定報告書』にてメールで報告してもらう。
例年、各校において健診日時を記載した案内文書を封入することと、通知ハガキには健診日時は印字しないこととする。
- ③ 子ども育成課へデータ抽出依頼し、データを受け取る。
- ④ 『健康診断の実施通知（ハガキ）』、『就学予定者一覧』、『ラベル』を作成する。
ラベルは学校ごとに作成し、白紙部分は予備として使用してもらう。
- ⑤ 『就学時健康診断の実施について（依頼）』、『就学時健康診断関係様式について』、『就学予定者一覧』、『健康診断の実施通知（ハガキ）』、『ラベル』、『就学時健康診断票』、『小規模特認校募集案内』、『通学区域の弾力化案内』（旭が丘小学校のみ）、『就学援助新入学学用品費入学前支給の申請について』を一纏めにして、各校に取りに来ってもらう。（8月1日（木）を予定）
ネットフォルダからダウンロードしていただく書類について、依頼文書に記載する。
- ⑥ 各校が封入封緘した封筒を、学校教育課へ納品してもらう。（8月21日（水）を予定。）
各校へリスト配布後の異動分については、学校教育課から異動通知（紙）を渡し、学校にて通知処理をしてもらう。
- ⑦ 最後の抜き取りチェックを行い、抜き取ったものは各校へ返送する。
- ⑧ 就学時健診日程一覧表を作成し、各園へ郵送準備を行う。
- ⑨ 郵便局ごとに仕分けし、差出表を作成、発送する。

【小 学 校】

- ① 郵送用の角2封筒を準備する。学校名、住所を明記すること。
- ② 8月下旬までに、健診日時を『就学時健康診断実施予定報告書』にて学校教育課へメールで報告する。
- ③ 就学時健診用の書類一式を学校教育課へ取りに行く。（8月1日（木）を予定）。
- ④ ネットフォルダに掲載されている書類も封入漏れがないよう、注意して封入を行う。
- ⑤ ラベルの送付先が封入物と一致していることを確認し、封筒に貼付し封緘を行う。
- ⑥ 封入封緘した封筒をリスト順に並べ、学校教育課へ納品する。（8月21日（水）を予定。）
リスト受領後の異動分については、学校教育課から異動通知（紙）を受け取り、例年どおり学校から通知処理を行う。